

平成二十三年 藤崎町議会 予算特別委員会会議録（第一号）

平成二十三年三月十五日（火曜日）

出席委員（十三名）

委員長 横山 哲英

副委員長 工藤 健一

委員 清水 孝夫

奈良岡 文英

藤林 公正

相馬 勝治

佐々木 政美

浅利 直志

鶴賀谷 貴

小野 稔

吉村 忠男

平田 博幸

横山 憲一

欠席委員（一名）

野呂 日出男

説明のため出席した者

町長部局

町 長
総務課長選管事務局長併任
財 政 課 長
税 務 課 長
企 画 課 長
住 民 課 長
福 祉 課 長
農政課長農委事務局長併任
建 設 課 長
上 下 水 道 課 長
会計管理者会計課長兼務
常 盤 支 所 長
監 査 委 員
選 管 委 員 長
教 育 委 員 長
教 育 長
学 務 課 長
生 涯 学 習 課 長
常 盤 文 化 会 館 長

小 田 桐 智 高
三 上 治
新 谷 義 昭
泉 田 裕 明
能登谷 英 彦
浅 利 勇 蔵
五十嵐 晋
小 杉 利 彦
対 馬 猛 清
三 浦 郁 雄
齋 藤 美津昭
笹 森 末 八
神 忠 勝
小 田 桐 旭 雄
鳴 海 諄
館 山 新 一
加 福 哲 三
福 井 勝 彦
根 岸 鉄 二

学校給食センター所長

對馬 一孝

農 委 会 長

工 藤 勲

事務局職員出席者

事 務 局 長

奈良岡 信彦

補 佐

佐々木 克治

審 査 日 程

第 一 議案第十六号 平成二十三年度藤崎町一般会計予算案

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第一日 平成二十三年三月十五日

開 議 午前十時〇九分

○委員長（横山哲英君）

おはようございます。

開会前に、三月十一日に発生した東日本大地震により、被害に遭われた方々に心から哀悼の意を表するとともに、謹んでお見舞いを申し上げます。

次に、報告事項がありますので、事務局から報告させます。

○事務局長（奈良岡信彦君）

本日、十四番野呂日出男委員が、通院のため欠席する旨の届け出がありましたことをご報告申し上げます。以上でございます。

○委員長（横山哲英君）

ただいまの出席委員数は十三名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会します。

当特別委員会に付託されました案件は、議案第十六号平成二十三年度藤崎町一般会計予算案から、議案第二十二号平成二十三年度藤崎町下水道事業会計予算案までの計七件でございます。

議案の説明のため、理事者及び参与の出席を求めました。

初日の本日は、一般会計予算案を審査します。

二日目は、国民健康保険特別会計予算案外五件を審査する予定であります。

なお、詳しい審査日程については、お手元に配付しております日程表によりご了承願います。

歳入歳出を一括で審査したいと思います。

それでは、議事に入ります。審査日程に従い、議案第十六号平成二十三年度藤崎町一般会計予算案を議題といたします。
歳入歳出予算の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

それでは、議案第十六号平成二十三年度藤崎町一般会計予算案についてその概要をご説明いたします。

まず、予算書の五ページをお開きください。

平成二十三年度一般会計予算案については、六十五億八千八百万円になったものでございます。

それでは、歳入歳出の説明に入りますが、まず、歳出の説明をさせていただきます。

三十七ページをお開きください。

まず、歳出、第一款議会費一項議会費一目議会費ということで、一億一千三百十一万六千円を計上いたしました。この主なものは、人件費、旅費等の事務的経費が主なものでございます。

次に、三十八ページをお開きください。

第二款総務費一項総務管理費一目の一般管理費として五億五千九百八十三万六千円を計上いたしました。その主なものとしては、一節の報酬として三百九十四万六千円、二節の給料一億五千七百九十五万九千円、それから、三十九ページに行きまして、三節の職員手当等が六千九百四十四万七千円でございます。

四十ページをお開きください。

十三節の委託料として、四百五十八万三千円を計上いたしました。内容といたしましては、書庫整理業務委託料が主なものでございます。それから、十九節の負担金補助及び交付金ですが、二億五千六百十五万一千円を計上いたしました。その内訳といたしましては、退職手当組合の負担金二億四千六百万円ほどが主なものでございます。

四十一ページをお開きください。

二目財政管理費五百四十万四千円となっておりますが、その主なものは、四十二ページ、二十五節の積立金三百万六千円ほどでございます。それから、三目会計管理費として九十二万一千円を計上いたしました。次に、四目の財産管理費として八千四百四十二万四千円を計上いたしました。その主なものは、十二節役務費の九百七十二万七千円、それから十三節の委託料一千七百七十万円ですが、その内容といたしましては、消防用設備保守点検業務委託料、それから清掃業務委託、四十三ページの電気保安業務委託、庁舎警備業務委託、特殊建築物定期調査業務委託等が主な内容となっております。それから、十五節工事請負費ですが、三千二十万円を計上いたしました。内容といたしましては、役場・診療所駐車場舗装等工事費が主なものでございます。

次に、四十四ページ、五目企画費一千二百四万六千円を計上いたしました。主なものは、十九節になりますが、負担金補助及び交付金一千七十三万九千円、内容としては祭り実行委員会補助金が主なものでございます。それから、六目交通安全対策費として七百二万三千円を計上いたしました。主なものは、四十五ページにいきまして、十五節の工事請負費二百五十七万七千円、内容といたしましては、道路区画線の工事費、それから道路標識等の設置工事費でございます。それから、七目公平委員会として一万円、八目電子計算費として四千四百四十九万八千円を計上いたしました。主なものは、十三節の委託料三千九百二十七万六千円でございますが、その内容といたしましては、説明の下の方になりますけれども、総合行政システム保守業務委託料等が主なものでございます。

次に、四十六ページ、九目の広報編集費四百五十六万六千円、その内容の主なものとしては、十一節の需用費四百三十四万八千円でして、内容としては広報の印刷製本費が主なものでございます。それから、十目の支所費六千四百九十四万二千円ですが、この内訳といたしましては、人件費を含めた事務的経費が主な内容となっております。

四十八ページをお開きください。

十一目簡易駅委託業務費ということで一千四百六十三万五千円を計上いたしました。主なものが十三節の委託料一千二百

万七千円、内容といたしましては、北常盤駅管理運營業務委託料、それからコミュニティプラザぼっぼらの指定管理料等が主なものでございます。そこで、第一項の総務管理費の総計でございますが、七億九千八百三十万五千円となったものです。

次に、総務費の二項徴税費になりますが、一目税務総務費一億五百五十九万五千円を計上いたしました。その主なものとしては、四十九ページをお開きください。

十三節委託料七百四十六万一千円を計上しております。その内容といたしましては、固定資産地番図加除修正画地見直し業務委託料二百五十七万四千円、固定資産路線価見直し業務委託料二百六十五万六千円。

五十ページをお開きください。

十九節負担金補助及び交付金ですが、四百七十八万五千円を計上いたしました。この内容といたしましては、納税貯蓄組合連合会への補助金、それから単位納税貯蓄組合の補助金が主なものでございます。この徴税費の総計が左の下の方になりますが、一億五百五十九万五千円となったものでございます。

次に、三項の戸籍住民登録費一目戸籍住民登録費として四千百四十九万七千円を計上いたしました。その主なものは、五十一ページをお開きください。

十三節の委託料四百九十一万四千円を計上しております。

五十二ページ、三項の戸籍住民登録費の総計ですが、四千百四十九万七千円となったものでございます。次に、四項の選挙費一目の選挙管理費四十一万一千円、二目の選挙啓発費三万八千円、三目の県議会議員選挙費六百五十五万八千円。

五十三ページに行きまして、四目の知事選挙費七百九十八万八千円。

五十四ページ、五目の農業委員選挙費四百四十八万六千円を計上し、五十五ページ、四項選挙費の総計は一千九百四十八万一千円となったものです。

それから、五項の統計調査費ですが、一目の統計調査総務費として六十九万四千円を計上しております。

六項の監査委員費ですが、一目監査委員費として九十一万三千円を計上しております。

五十六ページ、第三款民生費一項社会福祉費一目の社会福祉総務費ですが、一億二千二百八十八万七千円を計上いたしました。その主なものは、五十七ページ、十三節の委託料一千五百四十万一千円、内容といたしましては、ほのぼの交流事業の委託料、福祉バスの運行業務委託料が主なものでございます。次に、十九節負担金補助及び交付金として六千八百四十六万八千円を計上いたしました。その内容といたしましては、南黒地方福祉事務組合負担金、桐栄会ケアハウス及び在宅複合施設建設助成金、町社会福祉協議会への補助金等が主な内容でございます。

それから、五十八ページ、二目の国民年金費八百六十五万九千円を計上いたしました。三目の老人福祉費として二千百四十万八千円を計上いたしました。その主なものは、八節報償費二百七万三千円、内容としましては、長寿祝金、敬老会記念品等が主なものでございます。

次に、五十九ページをお開きください。

十九節の負担金補助及び交付金ですが、四百二十万八千円、この主なものは老人クラブ補助金が主な内容となっております。それから、二十節扶助費一千三百十万円、これは老人措置費として計上しております。次に、四目の障害者福祉費として二億四千九十四万円を計上いたしました。その主なものは、六十ページ、十三節の委託料七百十一万一千円、それから十九節負担金補助及び交付金の百九十八万円、それから二十節扶助費二億三千百二十一万六千円、その主なものは、介護訓練等給付費で、二億八百十二万三千円ほどになっております。それから、五目老人福祉センター費八百五十二万二千円、主なものは十三節委託料として老人福祉センター指定管理料としての八百万円でございます。それから六目老人保健対策費として三十二万一千円を計上いたしました。

六十一ページをお開きください。

七目重度心身障害者福祉費として二千二百三十二万三千円を計上いたしました。その主なものは、二十節扶助費二千百七

十五万四千円、内容といたしましては、重度心身障害者医療費給付費が主なものでございます。それから、八目国民健康保険整備費として二億五千四百四十三万二千円を計上いたしました。これは繰出金として計上したものでございます。次に、九目介護保険整備費として二億六千六十五万四千円、これも同じく繰出金の額でございます。それから、十目後期高齢者医療整備費二億二千八百三十二万八千円、これも同じく繰出金でございます。そこで、一項の社会福祉費の総計ですが、十一億六千八百四十七万四千円となったものでございます。

次に、六十二ページをお開きください。

二項の児童福祉費一目の児童福祉総務費ですが、三千六百八十六万八千円を計上いたしました。その主なものは、八節報償費二百四十六万円、内容といたしましては、出産祝金、育成奨励金が主なものでございます。

六十三ページをお開きください。

二目の児童措置費として八億五百九十五万一千円を計上いたしました。この主なものは、十三節委託料二千八百四十六万円、それから二十節扶助費七億七千七百四十五万一千円、この扶助費の中の主なものは、子ども手当として二億七千六百三十五万四千円、保育所運営費として五億九十九万円を計上しております。それから、三目ひとり親家庭等福祉費として一千六十九万一千円、この主なものは、二十節扶助費として一千四十二万二千円、内容といたしましては、ひとり親家庭等医療費給付費でございます。二項の児童福祉費の総計として、その下の方に出ておりますが、八億五千三百五十一万円を計上いたしました。

六十四ページをお開きください。

三項の災害救助費として三千円を計上しております。

それから、四款衛生費一項保健衛生費一目保健衛生総務費として四千七百一万八千円を計上いたしました。その主なものは、六十五ページをお開きください。

十三節の委託料として一千五十三万五千円、内容としましては、妊婦健診業務、それから乳幼児健診業務、三歳児健康診査精密検査業務委託料が主なものでございます。十九節負担金補助及び交付金六百五十八万八千円、この主なものは、弘前急患診療所管理運営費負担金、それから黒石市国民健康保険黒石病院時間外救急維持負担金、弘前大学医学部附属病院高度救命救急センター運営費補助金等が主なものでございます。

次に、六十六ページをお開きください。

二目保健施設費として五千四百五十三万三千円を計上いたしました。三目の予防費として一億一千六百三十三万三千円を計上しております。その主なものは、六十七ページをお開きください。十三節の委託料一億一千八十五万円を計上いたしました。その内容としましては、右の方にありますが、結核検診、子宮がん、乳がん、それぞれの委託料が主なものでございます。

それから、六十八ページ、四目健康づくり事業費として三十万円を計上しております。五目乳幼児医療費給付費として一千四百五十四万一千円、その主なものは、二十節扶助費一千三百九十二万三千円を計上しております。それから、六目水道事業費一千百三十万三千円、内容といたしましては十九節負担金補助及び交付金として三百八十六万三千円、それから二十四節投資及び出資金として七百四十四万円ということになっております。七目斎場管理費ですが、八百十八万二千円、この主なものは十三節の委託料四百五十六万八千円となっております。内容といたしましては、防災設備の業務委託料、それから火葬業務委託料等が主なものでございます。

六十九ページをお開きください。

八目の環境衛生費として、百十二万二千円を計上しております。また、九目女性特有のがん検診推進事業費として四百五十四万一千円を計上し、第一項の保健衛生費の総額といたしましては二億五千七百八十七万三千円になったものでございます。

次に、第二項の清掃費第一目の清掃総務費として二億三十二万円を計上いたしました。その主なものは、七十ページをお開きください。

八節の報償費として百万円、これは資源ごみ回収運動推進報償金でございます。それから、十三節委託料三千百九十一万六千円を計上いたしました。その内容といたしましては、ごみ収集運搬業務委託料等が主なものでございます。十九節の負担金補助及び交付金といたしまして、一億五千五百五十七万二千円を計上いたしました。内容といたしましては、弘前地区環境整備事務組合負担金、それから黒石地区清掃施設組合負担金が主なものでございます。

七十一ページをお開きください。

第五款労働費一項労働諸費一目出稼ぎ対策費として十万三千円を計上しております。

次に、第六款農林水産業費一項農業費一目農業委員会費として二千六百四万一千円を計上しております。

七十二ページをお開きください。

二目の農業総務費ですが、六千三百五十九万四千円を計上いたしました。

七十三ページをお開きください。

三目の農業振興費二千三百九十五万六千円、その主なものは、七十四ページ十三節の委託料二百十九万四千円、内容といたしましては、堆肥製造施設指定管理料等が主なものでございます。十九節の負担金補助及び交付金として二千五十九万六千円を計上いたしました。その主なものは、りんご共済制度加入促進事業費補助金、それから食料と農業に関する基本協定代表者会議補助金、七十五ページ、にんにく優良品種導入事業費補助金、それから野菜等生産力強化対策事業費補助金、冬の農業省エネ施設等整備事業費補助金、ニンニク新規作付種子助成事業費補助金、りんご減農薬栽培推進事業費補助金等が主な内容でございます。次に、四目の畜産業費九万三千円、それから五目の農地費七千四十六万二千円を計上しております。この主なものは、七十六ページをお開きください。

十三節の委託料として百四十一万三千元、それから十九節の負担金補助及び交付金として五千五百五十六万四千元を計上しております。その主なものは、七十七ページにいきまして、福島、徳下地区ほ場整備事業負担金、福館地区ほ場整備事業負担金、それから農地・水・環境保全向上対策交付金等が主な内容になっております。それから、六目農業集落排水事業費として一億八千八百二十万八千元を計上しております。これは農業集落排水事業に対する繰出金でございます。七目の水田営農対策費として七百四十三万三千元を計上いたしました。

七十八ページ、八目ふるさと農道事業費として六百七十五万円を計上しております。そこで、一項の農業費の総計が三億八千六百五十三万七千元になったものでございます。

次に、第七款商工費一項商工費一目商工総務費として百十二万三千元、二目の商工振興費として九百十八万円、この主なものは十九節の負担金補助及び交付金として八百六十万円、内容といたしましては、町商工会補助金、それから街路灯組合の補助金、藤崎町特産品首都圏PR事業補助金等が主なものでございます。

それから、七十九ページ、三目観光費として三千五百四十八万五千元、この主なものは十三節委託料の観光創出事業委託料、藤崎駅トイレ新築工事設計業務委託料、十五節の工事請負費藤崎駅トイレ新築工事費等であります。一項商工費の総計といたしましては、四千五百七十八万八千元となったものでございます。

八十ページをお開きください。

次に、第八款土木費一項土木管理費一目土木総務費として八千四百九十万二千元を計上しております。

次に、八十一ページをお開きください。

二項の道路橋梁費ですが、一目道路維持費として二千百二十四万円を計上いたしました。その主なものとしては、十三節の委託料四百三万八千元、内容といたしましては、消融雪溝清掃業務委託料が主なものでございます。それから、十五節工事請負費として八百三十八万三千元を計上しております。

八十二ページをお開きください。

二目の道路新設改良費として八千二百四万六千円を計上しております。その主なものとしては八十三ページ、十三節の委託料八百四十万円、これは町道整備測量業務委託料が主なものでございます。それから、十五節の工事請負費ですが、一千八百万円を計上しております。十九節負担金補助及び交付金として四千万円、内容といたしましては、五能線藤越踏切拡幅工事負担金でありまして、JRに対する負担金であります。次に、三目の除雪事業費として四千百三十五万六千円、内訳といたしましては、十三節の委託料三千二百三十七万八千円が主なものでございます。そこで、二項の道路橋梁費の総額が一億四千四百六十四万二千円となったものでございます。

八十四ページをお開きください。

次に、三項の都市計画費一目都市計画総務費として三十五万円、二目下水道事業費一億五千二百二十七万二千円、これは下水道事業会計への繰出金でございます。三目公園管理費二百三十二万七千円、この主なものは十三節の委託料として百八十八万一千円を計上しております。そこで、三項都市計画費の総計が一億五千四百九十四万九千円となったものでございます。

次に、四項の住宅費一目住宅管理費として一千九百八十万一千円を計上いたしました。その主なものは、八十五ページ、十三節の委託料として九百七十八万六千円、その主なものは町営住宅建替基本計画作成業務委託料四百二十万円、町営住宅建替民活事業者選定業務委託料三百四万五千元、町営住宅建替用地測量業務委託料百四十九万一千円、また、十五節の工事請負費五百八十万七千円、これは町営住宅の屋根の塗装工事、それと町営住宅デジタル化放送対応工事が主なものでございます。

八十六ページをお開きください。

九款の消防費一項消防費として一目常備消防費二億八百二十三万七千円、この主なものは十九節負担金補助及び交付金と

して、弘前地区消防事務組合への負担金を計上したものです。二目非常備消防費として三千三百五十九万五千円を計上しております。

次に、八十七ページをお開きください。

三目の消防施設費として二千三十一万六千円を計上いたしました。その主なものは十三節委託料として百三十三万三千円、十五節工事請負費として一千八百四十八万七千円、その内容は屯所改築工事費等の工事費の一千八百二十八万七千円が主なものでございます。次に、四目の防災対策費として十一万七千円を計上いたしました。そこで、一項の消防費の総計ですが、二億六千二百二十六万五千円となったものでございます。

次に、八十八ページをお開きください。

第十款教育費一項教育総務費一目教育委員会費として八十四万二千円を計上しております。二目の事務局費として一億二千七百二十四万九千円を計上しております。この主なものは、一節報酬として一千八百八十一万七千円、内容といたしましては特別支援教育支援員報酬六百万円、八十九ページ特別支援教育支援員報酬、緊急雇用創出事業関係ですが、三百六十万円、学力向上支援員報酬、これも緊急雇用創出事業関連ですが七百二十万円であります。

次に、九十ページ、第十三節の委託料一千三百九十七万七千円、その主なものはスクールバス運行業務委託料の一千二百二十九万四千円でございます。それから、十九節負担金補助及び交付金として一千三百十七万六千円を計上しております。

九十一ページをお開きください。

その内容の主なものは、私立幼稚園に関する補助金、それから各小中学校の各種県大会等への出場費の補助金、それから小学校、中学校の修学旅行に対する補助金等です。次に、三目の給食センター費一億七千二百十七万二千円を計上しております。この主なものは、九十二ページ、十三節の委託料一千三百六十四万一千円ですが、その内容としては学校給食配送業務委託料として九百三十二万二千円が主なものでございます。そこで、九十三ページ一項の教育総務費の総計が三億二十六

万三千円となったものでございます。

次に、第十款教育費二項小学校費一目藤崎小学校費二千五十八万四千元。

九十四ページをお開きください。

二目の藤崎中央小学校費二千五百七十七万五千元、九十六ページをお開きください。三目の常盤小学校費二千三百五十七万六千元。

九十八ページをお開きください。

四目の藤崎小学校建設費として一千百四十八万九千元を計上しております。

そこで、九十九ページ、二項の小学校費の総計ですが、八千百四十二万四千元となったものでございます。

次に、第十款教育費三項中学校費一目藤崎中学校費ですが、三千百三十万六千元。

百一ページをお開きください。

二目の明德中学校費として一千六百六十四万四千元を計上しております。そこで、百三ページになりますが、三項中学校費の総計が四千七百九十五万円となったものでございます。

四項の社会教育費一目社会教育総務費として一億一千四百八十二万五千元を計上しております。この主なものは、百四ページ、十三節の委託料百四十三万四千元、内容といたしましては、唐糸御前史跡公園緑化管理業務委託料等が主なものでございます。

次に、百五ページをお開きください。

二目の公民館費として三百二十五万三千元。

百六ページ、三目の図書館費として五百二十一万一千円を計上しております。この主なものは百七ページ、十八節の備品購入費、これは図書資料等の購入費でございます。次に、四目の保健体育費として三千二百四十七万八千元を計上いたしま

した。その主なものは十三節の委託料二千十六万九千円でございます。その内容といたしましては、スポーツプラザ藤崎等指定管理料が主なものでございます。次に、十五節工事請負費五百五十万円、内容といたしましては、スポーツプラザ藤崎シャワー室等設置工事費を計上しております。

百八ページをお開きください。

十九節の負担金補助及び交付金として三百五十八万九千円を計上いたしました。内容といたしましては、町体育協会補助金、それから県民駅伝競走大会町実行委員会への補助金、それから県民体育大会実行委員会補助金等が主なものでございます。

次に、五目文化センター管理運営費ですが、三千百七十六万三千円となっております。この主なものは、百九ページをお開きください。十三節の委託料として二千五十七万九千円を計上いたしました。内容といたしましては、清掃業務、警備業務、舞台機器操作業務、それから自主事業運営業務委託料等が主なものでございます。

百十ページをお開きください。

六目ふれあいずーむ館の管理運営費一千四百二十九万七千円を計上いたしました。内容としましては、十三節の委託料七百六十二万六千円、その内容としては、警備業務、清掃業務、空調設備保守業務委託料等が主なものでございます。次に、七目常盤生涯学習文化会館管理運営費として六百四十五万六千円を計上いたしました。その主なものは、百十一ページ、十三節委託料三百二十五万五千円でございます。内容といたしましては清掃管理業務、それから警備業務委託料が主なものでございます。次に、八目常盤ふるさと資料館管理運営費五百六十万七千円、主なものは十三節の委託料二百四十三万八千円、内容といたしましては清掃管理業務委託料等が主なものでございます。

百十二ページをお開きください。

四項の社会教育費の総額といたしまして、二億一千三百八十九万円となったものでございます。

次に、十一款災害復旧費一項農林水産業施設災害復旧費として四千万円を計上しております。

十二款の公債費一項公債費一目の元金ですが、十億七千三百八十万一千円、それから百十三ページ、二目利子として一億九千五百九十万円を計上しております。そこで、公債費の元金、利子総計で十二億六千九百七十万一千円となっております。

それから、百十四ページ、第十三款予備費第一項予備費として一千六百万円を計上いたしました。これが歳出の説明となります。

次に、歳入に移りたいと思います。

最初の方に戻りまして、十九ページお開きください。

歳入としましては、第一款町税一項町民税として三億九千四百十万一千円を計上いたしました。

それから二項固定資産税として四億九千八百万円を計上しております。

三項の軽自動車税としては、三千五百九十万円を計上しております。

二十ページをお開きください。

四項町たばこ税として九千九百六十万円を計上いたしました。

第二款地方譲与税一項自動車重量譲与税といたしまして、一目自動車重量譲与税五千九百万円を計上しております。

それから、二項の地方揮発油譲与税ですが二千二百万円を計上しております。

第三款の利子割交付金一項利子割交付金一目利子割交付金ということで、二百八十万円計上しております。

二十一ページをお開きください。

第四款配当割交付金一項配当割交付金として、一目配当割交付金一千円を名目計上しております。

それから、第五款株式等譲渡所得割交付金として、一項株式等譲渡所得割交付金一目株式等譲渡所得割交付金として名目計上の一千円を計上しております。

六款の地方消費税交付金一項地方消費税交付金一目地方消費税交付金ですが、一億三千九百万円を計上いたしました。

次に、第七款自動車取得税交付金ですが、一項自動車取得税交付金一目同じく自動車取得税交付金として二千二百万円計上しております。

二十二ページをお開きください。

次に、第八款地方特例交付金一項地方特例交付金として二千四百五十万円を計上いたしましたが、この主なものは右の方にありますが、児童手当及び子ども手当特例交付金の一千四百九十万円が主なものでございます。

九款の地方交付税として三十四億三千五百万円を計上いたしました。内容といたしましては、普通交付税が三十二億七千万円、特別交付税として一億六千五百万円ということで、地方財政計画に基づき見込み計上しております。

第十款交通安全対策特別交付金一項交通安全対策特別交付金として二百六十万円を計上しております。

それから、第十一款分担金および負担金一項負担金一目民生費負担金として九千七百五十六万六千円計上しております。その主なものは、一節の児童福祉費の負担金として九千四百万円ほど。

二十三ページをお開きください。

二目の教育費負担金として八千三十六万八千円を計上しております。この主なものは、一節教育総務費負担金として八千三十六万七千円、この内容といたしましては、小学校・中学校の給食費の負担金でございます。そこで、一項の負担金の総計が一億七千七百九十三万四千円となったものでございます。

次に、第十二款使用料及び手数料ですが、一項使用料一目の衛生使用料が三百五十五万六千円、二目の土木使用料が四千四百三十万九千円、三目の教育使用料が六百十二万五千円。

二十四ページをお開きください。

そこで、使用料の総計が五千三百九十九万円となったものでございます。

次に、二項手数料ですが、一目総務手数料として七百七十一万八千円を計上いたしました。二目衛生手数料として六十万六千円。

二十五ページ、三目の農林水産業手数料として二十二万六千円、四目商工手数料として一千円、五目土木手数料として三十万三千円、そこで、二項手数料の総計が八百八十五万四千円となったものでございます。

次に、第十三款国庫支出金一項国庫負担金一目民生費国庫負担金として五億八百二十三万二千円を計上しております。その主なものは、四節子ども手当負担金としての二億一千七百十八万六千円でございます。

次に、二十六ページ、二項国庫補助金一目民生費国庫補助金として、一千百六十八万一千円、二目土木費国庫補助金として六千二百四十九万五千円、三目として教育費国庫補助金六十四万六千円、四目として衛生費国庫補助金二百二十七万円で、国庫補助金の総計が七千七百九万二千円となったものでございます。

それから、三項の委託金一目総務費委託金として十四万一千円、二目民生費委託金として四百八十万七千円で、総計が四百九十四万八千円となったものでございます。

次に、二十七ページをお開きください。

第十四款県支出金一項県負担金一目民生費県負担金として二億五千八百九十三万二千円を計上しております。その主なものは、五節児童福祉費負担金として八千五百五十三万六千円、それから六節子ども手当費負担金として二千九百五十八万四千円を計上しております。そこで、一項県負担金の総計といたしましては、二億五千八百九十三万二千円となったものでございます。

三項補助金一目総務費県補助金として三千四百十一万五千円、それから二目の民生費県補助金として三千六百十五万六千円。

二十八ページ、三目衛生費県補助金として二千六百五十七万五千円、四目農林水産業費県補助金として一千三百六十六万

三千円、五目の教育費県補助金として七百四十八万一千円を計上いたしました。そこで二項県補助金の総計といたしましては、一億一千七百九十九万円となったものでございます。

次に、二十九ページをお開きください。

三項の委託金一目総務費委託金として三千四百二十三万円を計上いたしました。二目の民生費委託金としては六千円を計上しております。そこで、三項委託金の総計ですが、三千四百二十三万六千円となったものでございます。

次に、十五款財産収入一項財産運用収入一目財産貸付収入として二百四十五万九千円、これは土地の貸付料が主なものでございます。それから二目利子及び配当金として百三万九千円を計上しております。

三十ページをお開きください。

第一項の財産運用収入の総計といたしましては三百四十九万八千円になったものでございます。

次に、二項財産売払収入としては不動産売払収入、物品売払収入、それぞれ名目計上で一千円を計上しております。

第十六款寄附金一項寄附金一目の一般寄附金二目の指定寄附金ですが、これも名目計上で一千円ずつ計上しております。

次に、三十一ページをお開きください。

第十七款繰入金第一項特別会計繰入金として老人保健特別会計、それから介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計からそれぞれ名目で一千円を予算計上しております。

また、二項の農業災害基金繰入金としてりんご減農薬栽培推進事業の財源のためとして二百万円を計上しております。

次に、十八款繰越金一項繰越金一目繰越金ということで、二十二年度の決算見込額として二千万円を計上しております。

次に、三十二ページをお開きください。

十九款諸収入一項延滞金加算金及び過料ということで、一目の延滞金として一千円を名目計上しております。

二項の町預金利子ですが、見込額で一千円を予算計上しております。

それから、三項の貸付金元利収入ですが、これは地域総合整備資金貸付元利収入ということで六千百五十三万六千円を計上しております。

それから、四項の受託事業収入ですが、一目の農林水産業費受託事業収入として四十九万八千円、それから二目特定健康診査等受託事業収入ということで二百四十五万円、合わせまして受託事業収入の総計が二百九十四万八千円となったものでございます。

次に、三十三ページをお開きください。

五項の雑入でございますが、一目の保険収入として名目計上の一千万円、それから、二目の納付金として四十二万八千円。

それから三項雑入としては一億二百六万九千円を計上しております。その主なものは、一節の競輪交付金が二千七百万円、それから三節の雑入として七千四百万円ほどございますが、その中の主なものは市町村振興自治宝くじ交付金、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業補助金等が主なものでございます。

次に、第二十款町債一項町債一目総務債として二千八百五十万円から三十四ページの四目の臨時財政対策債三億五千百万円まで、四本の合計の町債のトータルが四億一千八百七十万円になったものでございます。

これが平成二十三年度における歳入の全体ということになります。合わせまして、平成二十三年度の予算といたしましては六十五億八千八百万円となったものでございます。以上でございます。

○委員長（横山哲英君）

本案について、奈良岡文英君外七名から議案第十六号平成二十三年度藤崎町一般会計予算案に対する修正案が文書により提出されております。本修正案提出者の説明を求めます。三番、奈良岡文英君。

○奈良岡文英委員

それでは、平成二十三年度一般会計予算案に対する修正案を発議者を代表して説明させていただきます。

平成二十三年度一般会計予算の総額を六十五億八千八百万円から、六十五億五千八百万円に減額、修正するものであります。

その内容は、歳出の第二款総務費第一項総務管理費第四目の財産管理費の十五節工事請負費役場・診療所駐車場舗装等工事費三千万円を減額、削除することと修正いたします。

あわせて、その財源としている歳入は、第二十款町債第一項町債一目総務費第一節合併特例債二千八百五十万円を減額修正し、残りの百五十万円は、第九款地方交付税第一款一項一目一節の普通地方交付税から減額修正するものであります。その理由として、平成二十三年度、今回早急に診療所、あるいは役場駐車場の舗装工事をやるということは、この不景気の中、失業者があふれたり、町民、農家の町の基幹産業である農業、農家においては、米価が下がったり、農家収入が軒並み減っております。こういう経済不況で町民生活が苦しい状況になっております。また、行財政改革の名のもとに、改革が今現在推し進められているところであります。各種補助金の削減や、利用料の値上げなど、いろいろな意味で町民にご負担をお願いしているところであります。こういう状況のとき、役場の駐車場、あるいは診療所の駐車場を三千万円の巨費を投じてまで大規模に舗装する必要があるのかということでもあります。よって、この工事は時期尚早であるという判断であります。

私たちは、ただ節約を求めるのだけではありません。真に必要性のある事業を進めるべきであって、建築から三十年の年月がたって、大分傷んでいるとはいえ、今工事をやらないと、後年に着手するのではかえって工事費がかさむというのは説得力に乏しく、まだ現状でももちこたえられるだろうと。今やらなければならないというのは町民に対して説得力に欠ける。これもまた時期尚早であるという理由の一つであります。この財源があれば、町の活性化や地域の福祉の充実、教育の振興、農業の発展にも使えるのではないかと思います。そしてなおかつ、十一日に発生した東北関東大震災では、本県始め、東北各県、関東まで地震と津波で家が流されたり、未曾有の大きな被害が出ております。また、今後、福島第一原発の影響が、私たちの生活に及んでくるかもしれません。いまだに五千人以上もの人が亡くなったり、いまだに一万五千人以上の安否が

不明であったり、さらに五十五万人もの人たちが避難所で不便な生活を強いられているという状況を考えれば、災害はいつやってくるかわからない。明日は我が身であるということで、助け合いの精神を持って、ほかの自治体に先駆けて、我が町が支援活動に立ち上がることも一つの方法でないかと思えます。

また、電力不足による計画節電や、生活物資の不足、町民生活への不便なことが今後さらに予想されます。これまでの浪費、消費型の生活から、節約の時代になってくると思われます。こういうことをかんがみ、ここは町民の生活が第一で、この事業は思いとどまるべきということで、時期尚早ということで、私たち八人は、この役場・診療所駐車場の舗装工事を思いとどまるべきということで、修正案を提出するものであります。

○委員長（横山哲英君）

以上で説明は終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、原案に対する歳入歳出全般について質疑を許します。

なお、質疑者は、ページ数を読み上げてから質問をお願いいたします。十三番、浅利直志君。

○浅利直志委員

まず、東北大震災といいますか、震災に遭われた方々に心からお悔やみ申し上げたいと思えます。

それで、原案ということですので、町長から提案された藤崎町二十三年度予算案についてですね、質問をいたします。

ページ数はですね、九十二ページですね。給食のことです。具体的には、十五節のですね、九十三ページ、工事請負費手洗い器交換工事費八十一万円ほど計上されているわけです。手洗いは、安全な調理の基本中の基本なわけです。その手洗い器交換工事費八十一万円のことです、工事の内容、必要性についてお聞きしたいと思えます。

○委員長（横山哲英君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（對馬一孝君）

お答えいたします。

この手洗いにつきましては、現在、手動式の物がついております。それを衛生管理上、結局手動の場合はですね、洗う前に、既に手に菌がついていれば、その洗うためにレバーを操作すると。さらに、その洗った後にまたレバーをとめた状態で、そのレバーからまた菌が付着するという可能性もありますので、それを自動式に交換するものですが、現状の手動式では今言いましたけれども、衛生面に問題があり、衛生管理上必要と判断したものでございます。

さらに、その手洗いの部分は、今後の実態に備えて交換するという事で、古いものも保管いたします。以上でございます。

○委員長（横山哲英君）

浅利君。

○浅利直志委員

私たちの藤崎中学校の給食設備をですね、視察にも来ているこの財政難の中でですね、つくられて、そういうものにしてはですね、どうして今いろいろなスーパーに行っても、あるいはコンビニでもですね、自動的にやれるような装置がほとんどなわけでありましてけれども、そうすれば、当初から手動式というか、そういうような形であったという、設計上はそういうことであったということで理解してよろしいんですか。

○委員長（横山哲英君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（對馬一孝君）

今回のものは一部でございます。一カ所だけでございます。自動式のものも何カ所かございます。さらに、経費節約したんでしょうが、設計上、当初の設計で手動式でもよいだらうということで設計されたと思います。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利君。

○浅利直志委員

一カ所であったということを知って、安心もしたのでありますけれども。それで、給食の方ですね、光熱水費というのが十一節でございます。前ページの九十二ページでございます。これで、需用費で賄材料費は八千万円ほど、光熱水費が一千万円ほどというふうに計上されておるのですけれども、何か私、灯油を扱っておるということですね、お聞きしておるのですけれども、今年度一千万円で間に合うのかなという危惧もあるんですけれども、一日どれぐらい使って、灯油関係で、光熱水費だから、電気と油ということなんだろうけれども、灯油ということなんだろうけれども、油の方についてはどういう使用実態なのかですね。概略をお聞かせしていただきたいと思います。

○委員長（横山哲英君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（對馬一孝君）

お答えいたします。

メニューにもよるんですが、灯油につきましては一日約三百リットルから三百五十リットルを現在使っております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利君。

○浅利直志委員

この一千万円というのは、電気料と灯油代だと、ほとんどが灯油の方、ほとんどという言い方はしかられますけれども、九割方灯油の方なんだというふうな理解でよろしいのでしょうか。その辺はどういう使用実態になっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

給食センター所長。

○学校給食センター所長（對馬一孝君）

お答えいたします。

ただいまのご質問は、灯油でしたけれども、灯油の方は、その需用費の上段、消耗品費の次に燃料費とございます。五百万円、そこで灯油が含まれております。光熱水費は電気、ガス、水道ということでございます。以上でございます。

○委員長（横山哲英君）

九番、工藤健一君。

○工藤健一委員

ページ数で七十八ページの商工費の十九節の商工会補助金ですけれども、これですね、五百万円予算に盛っているんですけれども、去年から見れば六十万円下がったみたいなんですけれども、この原因はなんですか。

○委員長（横山哲英君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

商工会の補助金は、補助金の種類としますと、団体補助金という扱いをしてございます。これからの予算計上の中では、

団体に対して補助金を交付するというのではなくて、事業に対して補助金を交付していくというふうなシフトをしていった中で、商工会に対する補助金の内容を精査した結果、このようになりました。以上でございます。

○委員長（横山哲英君）

工藤君。

○工藤健一委員

これは私、商工会から町に対する要望書の写しは持っているんですけども、商工会としては、町の補助金の要望として、町商工会運営費やら、ねぶた運行費やら、そんなのでいつも要望しております。それで、去年も、平成二十一年度、三十万円、すみません、平成二十二年度だ、平成二十二年度も三十万円、二十三年度も六十万円削っている。そうだったんですけども、町補助金に対してはそれはわかるんですけども、この運営費に対しては毎年商工会の方でも厳しいあれですけども、どういう、今全般的に見て削ったって言うておりましたけれども、全般的というのはわかるんですけども、商工会も町に対して多大なるご協力をしているんですよ。それを考えているんですか、内容は。

○委員長（横山哲英君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

十分に、商工会とはですね、協調して、町の発展のために尽くしていきますけれども、今回はこのような結果となりました。以上です。

○委員長（横山哲英君）

工藤君。

○工藤健一委員

この前に、私どもで勉強会という中で、私もちょっと総務課長、財政課長に質問を出しているんですけども、商工会の中からの要望書の中に、家屋費百四十何万円上がっているから、その中から六十万円削ったと、そう言われましたけれども、家屋費は商工会の会費の中から出しているんですよ。それを町の方では全然関係ないんですか。どうですか。

○委員長（横山哲英君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

商工会の会計の中での事業も精査した中で、町が背負うべき部分の補助ということを考えたときに、そのような資質も考慮した上で、もう少し商工会の会の中の運営を見直してほしいという希望も込めて、今回このような結果となりました。以上です。

○委員長（横山哲英君）

十三番、浅利直志君。

○浅利直志委員

今回は、油でいきたいと思います。

それです、燃えるのはちょっと足りない、明徳中学校のですね、

○委員長（横山哲英君）

十三番、浅利直志君、ページ数は何ページですか。

○浅利直志委員

百一ページですね。百一ページと百ページのですね、それで、その中で、明徳中学校の燃料費九十八万円というふうになっております。藤崎中学校の燃料費がですね、四百五十万円となっていますよね。これ、単純に考えてですね、どうしてこ

んなに違うのかなど。藤崎中学校の方が多いいというのはわかりますよね。何かちょっと、どうしてこんなに違うのかなという事はどういう理由と、どういう使用実態によってこういう違い。一つだけ考えられるのは、体育館が明徳は町なら町の負担というか、そういうふうになっているのはそこだけはわかるような気がするんですけども、それにしてもちょっと違い過ぎるのかなと思うんですけども、その違いの理由について明らかにしてほしいと思います。

○委員長（横山哲英君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

まず、藤崎中学校は、全館床暖房という方式を取り入れてございます。明徳中学校については、おのおの個々の教室にFFのストーブで対応しているということで、どうしても藤崎中学校の床暖房については、一たん火を入れると、ちょっと消せないということがございます。というのは、一たん切ってしまうと、また床が冷えて、その温度に上げるまでまた燃料を多く使うということで、床暖房については一たん火を入れて、日中であれば温度管理しながら、まず調整します。それと、午後帰宅の時間になりますと、また温度を下げて、火は消さないで、少し燃料はたいてあるんですが、どうしてもそういう暖房の構造の違いで、そういう燃料費の違いがあります。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利君。

○浅利直志委員

床暖房だということを説明をされたことがございます、藤崎中学校の場合ですね。それによって違いが出ているんだというのはわかりますんですけども、やっぱりちょっと設計思想がですね、遅れていたなというか、いわゆる現在であれば太

陽光パネルだとか、そういう自然エネルギーをもっと使うという構造にですね、するのがですね、本来のあるべき姿であったのかなというふうには結果論というふうに言われるかもしれないけれども、そういうことではないかなと思うんですけれども、関連して聞きたいのはですね、これも灯油ですか。そして、灯油なのか、重油なのかということと、燃料確保、今、春になるから要らなくなると思うんですけれども、教育関係のその燃料関係ですね。給食と学校ですね、そういう電気、燃料関係はですね、できたら確保してですね、やっていきたいものだと思っておりますけれども、その辺の事情についてですね、説明していただきたいと思います。

○委員長（横山哲英君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

まず、燃料の種類でございますが、藤崎中学校、明德中学校とも灯油を使用しております。

燃料の確保については、おのおの取引業者がございまして、それぞれ取引業者の方で優先的な形で入れてもらっています。今現在、満タンで入れましたので、今三月二十五日で終了式が終わりますけれども、それまでは確保できるという状態です。以上です。

○委員長（横山哲英君）

ほかにございませんか。三番、奈良岡文英君。

○奈良岡文英委員

ページは戻って、五ページについて伺いますけれども、一時借入金の限度額を二十億円というふうに定めるとありますけれども、この二十億円とした算定根拠は何であるのか伺いたいと思います。

○委員長（横山哲英君）

財政課長。

休憩いたします。

休 憩 午前十一時十七分

再 開 午前十一時十八分

○委員長（横山哲英君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

一応、今現在その支払いの方については、町の基金とかも基金運営とかもしておりますけれども、支払いの要するに国から来ている交付金、あるいは補助金等、その入ってくるものと、支払いとのギャップが出てきますので、今までの支払いの現状からかんがみまして、限度で二十億円を計上しておきますと、支払いの方としては確実にできるという見込みで二十億円を計上しているものでございます。必ずしも二十億円を借り入れるということではありません。

○委員長（横山哲英君）

奈良岡君。

○奈良岡文英委員

平成二十二年度は、この限度額が十億円となっているんですけれども、この平成二十三年度が倍増になっているということですけれども、ということは、平成二十三年度に年度が始まった当初は当座の現金、預金が前年度よりないと、少ないと

ということですか。

○委員長（横山哲英君）

会計課長。

○会計管理者会計課長兼務（齋藤美津昭君）

奈良岡委員にお答えいたします。

繰り替え運用という会計の処理がございまして、皆様からお預かりしている財産の方で各種基金がございまして、そちらの方から一時的に現金を借り入れして、使用しております。しかしながら、三月三十一日で財産上の基金の一応整理をしなければならないということがございまして、いわゆるその基金から借り入れし、繰り替え運用をしている基金を返すこととなりますので、その現金の支払いに一時的に借り入れするという形でございまして、必ずしも五月三十一日の出納閉鎖では、いわゆるマイナスにはならないという形になります。ということで、実は今年既にかなり苦しい事情でございまして、予算の段階で会計課の方から十億円ではなく、二十億円にさせていただきたいということで、平成二十一年度は二十億円でございましたので、二十億円にまたしていただいたということでございます。以上です。

○委員長（横山哲英君）

大変失礼いたしました。会計管理者でございます。

質疑ございませんか。奈良岡君。

○奈良岡文英委員

ただいまの質問の件ですけれども、要するに、やり繰りだということだと思っておりますけれども、それじゃあ基金を取り崩して、支払いに充てたという場合は、それも一時借入金としてカウントしていくのかということと、今年度の末、平成二十二年末は、資金が少ないという今の説明でしたけれども、じゃあ少なくなったという要因は何であるのかをまず、そのため

に今年平成二十三年度を二十億円限度額、去年から平成二十二年度から倍増に引き上げたと思うんですけれども、だという説明でしたけれども、であれば、平成二十二年度資金が少なく、三月三十一日、末に少なくなるというその要因は何であるか伺います。

○委員長（横山哲英君）

会計管理者。

○会計管理者会計課長兼務（齋藤美津昭君）

まず、ただいまの繰り替え運用を一時借入金なのではないかというご質問に対するお答えなのですが、まず、繰り替え運用についてはですね、これは地方自治法ですね、第二百四十一条第二項の中にですね、基金を定めることができると。ただし、その解説の中にはですね、地方公共団体内部の資金融通ということになりまして、一時借入金という取り扱いにはならないと。ただ、便宜上、一時借入金の扱いにはするんですけれども、あくまでも一時借入金ではないという考えに基づいております。そして、今年度というか、平成二十三年度についても二十二年度についても同じなのですが、じゃあ資金繰りはどういう形になっているかということでございますが、大体三月の末ですね、この時期になれば、例年もいわゆる資金がですね、枯渇する状況でございます、四月に入ってくると、各種補助金、交付金等が入ってきて、それがいわゆる基金から繰り入れしたものに対して補てんして、返していくという形になりますので、一時的なものとして理解していただくことと、今年だけの問題ではないということをご理解していただきたいと思っております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

六番、吉村忠男君。

○吉村忠男委員

ページ数は八十七ページです。

消防費十五節の工事請負費一千八百二十八万七千円ですか、これは屯所の改築工事費ですか、これ、たしか常盤地区の富柳部落の屯所だと思いますけれども、この金額の中に旧体撤去費を含んでの予算金額ですか。

○委員長（横山哲英君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

吉村委員がおっしゃるように、これは富柳の屯所の改築でございます。今ある、現在ある富柳の屯所の解体費も含んだ工事費でございます。

○委員長（横山哲英君）

ほかに質疑ございませんか。工藤健一君。

○工藤健一委員

八十五ページの住宅費の中の需用費の修繕費なんですけれども、これは藤崎町の町営住宅全般の修理費ですか。

○委員長（横山哲英君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

この修繕費は、おっしゃるとおり藤崎町全体の二百七十七戸分の修繕料でございます。

○委員長（横山哲英君）

工藤君。

○工藤健一委員

それですね、二百七十七戸分ということなんですけれども、これを入居者の中からはいろいろな意見もあります。私ども団地の使用料も払っているんですけれども、なかなか修繕してくれないと。そういう要望があります。いろいろな話も聞かえてきます。これで三百三十六万三千円で、何か月ぐらいもつんですか、町民の要望にこたえるといえれば。団地の入居者にこたえるといえれば。

○委員長（横山哲英君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

団地の修繕につきましては、その内容につきまして、個人個人の入居者の方に負担していただく場合もありますし、町が修理しなければならない部分もございますので、一概にこの金額でどこまでもつかというのはなかなかお答えしにくいんですが、当然この不足する分につきましては、補正なり、そういうもので対応していきたいと思っております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

工藤君。

○工藤健一委員

補正で対応していくということなんですけれども、今現在でも空き室は何部屋ぐらいあるんですか、大体ありますか。

○委員長（横山哲英君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

実際、修繕待ちの空き室というのは四件ほどございます。これは補正、この新年度の予算成立後、すぐ修繕等を行う予定でございます。

○委員長（横山哲英君）

工藤君。

○工藤健一委員

空き室が四件あるということで、

○委員長（横山哲英君）

工藤君、ちょっと待ってください。

同一質問は三問までですので、これで最後にいたします。工藤君、発言を許します。

○工藤健一委員

空き室が四件ということで、これは大体いつごろからあいているのかと、いつごろ入居者の、早急に、待っている人もあるのではないですか。

○委員長（横山哲英君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

この空き室に関しましては、早い方で十二月だと記憶しておりますが、空き室に関しては入居を待っている方がございます。ですから、私どもとしましては、できるだけ早い時期に修繕しまして、入居させるようにしたいと思っております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

十三番、浅利直志君。

○浅利直志委員

私も住宅についてお聞きいたします。

四項の中の十三節ですね。その中で、町営住宅明渡請求申立てに係る委任事務委託料というふうになって、四十三万円ほどですか、計上しているんですけれども、これはどういう事務、明け渡しをする法的な事務を依頼するという、委託するという事なんですか。

そして、委託するとすれば、それはどういう事業者なりに委託しようとしていらっしゃるのかですね、実情について明らかにしていただきたい。

○委員長（横山哲英君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

これは町営住宅の家賃滞納者に対するその家賃滞納を処理するための事務でございまして、新年度より町営住宅の滞納整理事務処理要綱を建設課の方では制定いたしまして、町営住宅の滞納整理事務を適切に処理するとともに、住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いを求める訴訟を提起するに当たり、必要な事項を定めるものであります。この明け渡し提起前に、入居者の方からその和解の申し入れがあったものに対しては、裁判所に対し、即決和解を申し立て、即決和解調書を作成し、滞納家賃の整理を行うもので、この裁判所への即決和解申し立てに係る弁護士への委任事務の委託料であります。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利君。

○浅利直志委員

何か裁判のことが出て、私も身に覚えがあるのですけれども、裁判は負けたんですけれどもですね、ただですね、私が今

までは要綱が整理されていようといまいと、町営住宅でありますから、職員が回収というか、明け渡しも含めてですね、やっていたわけです。この弁護士まで依頼しなければならないというのをですね、余り常態化させるべきじゃないと思うんですよ。私の例でも、また弁護士に百万円も結局報酬を払わなければならないとか、さまざまな問題もあるわけです。そういう事態ができないようにするのがですね、我々も含めてですね、大事なことじゃないかなと思うんですけれども、弁護士を頼んで即決和解しなければならないという、弁護士を立てなくても即決和解なら和解というのはですね、可能なことだと思うわけでありまして。どういうふうなことで、弁護士を、どういう事態だから弁護士まで立てなければならないような状態なのかと。行方不明なのか、その辺の実態はどうなんでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

滞納者に関しましては、今までも戸別訪問、あるいは誓約書等などもいただいておりますが、その誓約書をなかなか守っていただけないということがありまして、この町でつくりました誓約書に関しては、法律的な拘束力みたいなものがないということです。これは裁判所の方に申し立てをいたしまして、そこで拘束力のある和解調書というものを作成する。そのために弁護士へ委託するというものであります。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利君。

○浅利直志委員

その人がどういう資力といいますか、経済状態なのかということにもよるんでしょうけれども、それは行政の実情の把握

によってやらざるを得ないというような判断で計上したんだろうと推測しますけれども。

それで、もう一点、この住宅のところでお聞きしたいのは、住宅政策というか、投資をし始めると大変巨額なものであります。これについてもですね、一般論でありましようけれども、合併特例債でも使ってでもやるとかということはですね、可能なものではないかなというふうに私は推察をしておるのですけれども、私が聞きたいのはですね、十三節の町営住宅建替用地測量業務委託料ということで、民活を利用して水上団地の方からやろうというようなことの説明を受けておるんですけれども、建替用地というものはもう選定してあるんですか。それともどこを用地測量するというのか、これから買うんですか、それとも従来のある土地を測量するということなんですか、その建替用地測量費百四十九万円ほどですね、執行対象といたしますか、それをお聞きしたいと思います。

○委員長（横山哲英君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

今回の住宅は、おっしゃるとおり水上団地を予定しておりまして、現地建て替えが現在のところは計画でございます。ですから、その配置について、もう一度現在の土地を正確に測量ということでございます。

○委員長（横山哲英君）

浅利君。

○浅利直志委員

担当者の方からは現地建て替えだというふうなことを今説明を受けたわけですがけれども、そうすると、従来入居しているところの、あそこはたしか一、二、三、四、五、六棟ぐらいあるのかな、そうすれば、その六棟のうち二棟ぐらい壊して、そこからせば、壊してというか、退去してもらって、新たに建てるという計画になるんですか、その辺の基本的な見通しを

お聞きいたします。

○委員長（横山哲英君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

現在、三十戸水上団地はありますが、現地建て替えは、これは基本設計の中でまた計画を考えるわけですが、三十戸を全部現地にはなかなか建たないと思いますが、そうなれば、現在あいている町所有の土地も当然考慮して計画していきたいと思っております。

○委員長（横山哲英君）

浅利君。

○浅利直志委員

この件についてはこれで質問を終わりますので、委員長においてはお許し願いたいと思います。

町所有の土地というと、おらたち、常盤の人にとっては、近くにあるのは就業センターぐらいしかこう頭に、あるいは役場のあのもう解体しなければならない旧役場の裏の元文化センターというか、そういう土地しかこう浮かばないんですけれども、どこのことを想定していらっしゃるのでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

当然、就業センターの土地とか、あと以前取り壊ししました常盤小学校の向かいの昔の西田団地というところを取り壊し

した用地がありますが、そういうところも含めて検討していきたいと思っております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

平田君。

○平田博幸委員

質問の前にですね、この春三月をもって約四十年間、ひたすら町民のために、町勢発展のために、ご退任なされる職員の皆さんに心から敬意と感謝を申し上げます。

また、まだまだ行方不明が何万人いるかわからない東北関東大震災の被災の皆様にもですね、心からお見舞いとお悔やみを申し上げる次第であります。

さて、ページ数ですが、七十五ページ、六番の農林水産業費の中ですね、十九節負担金補助金及び交付金の中のお話でございます。これは担当、農政課長にお尋ねします。

これは新規の補助金額だと思えますけれども、りんご減農薬栽培推進事業費補助金二百万円、中身についてはある程度、私も聞いてございます。今後、いつの時期にですね、どういう団体を通じてこの事業をするのかちょっと私、わかりませんが、現状のですね、実態の調査、もう済んでいると思います。そのことについてわからない人もあると思いますので、農政課長から若干説明ください。

○委員長（横山哲英君）

農政課長。

○農政課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

この事業につきましては、食の安全安心が求められている中で、農薬の削減化を図ったりんご栽培を町としても推進して

いきたいと思いますということで予算化をいたしているところであります。現在、考えていますのは、藤崎町共同防除連絡、共防連ここを事業主体として、補助を行って、交信攪乱剤の導入をしていただくと。そしてその結果等を検証をしていただきながら、できれば町全体でその交信攪乱剤の使用が推進されていくようにですね、化学農薬の遜減が図られて行くようにしていきたいということでございます。具体的には、設置時期の問題もあると思うんですが、多分五月下旬あたりには設置しないと、その効果を得ることができないんじゃないかと思っていましたので、四月早々にでも事業主体の方とその再度細かい打ち合わせをしながら進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。以上でございます。

○委員長（横山哲英君）

平田君。

○平田博幸委員

若干、私もちょっとわからないところがありますので、このことについて二回目の質疑をいたします。

共防連は、約三百町歩以上加入の面積があると私は認識していますが、今の現状で、これは二回ほど私はアンケート調査をとったと思うんですよ。要はですね、町の二百万円の枠が決まっていて、多くなればその自己負担がふえると。参加する反別が多くなれば、自己負担がふえるということで、今の現状では百六十町歩ぐらいのまずこのアンケートでこの事業に参画したいと。当初は、もうちょっと自己負担が三千元程度でいいのかなと、一反歩あたりね。一町歩といえば三万円になるんですよ。その後からの二回目の調査で、百六十町歩参画があったから、一反歩当たりの負担がですね、四千三百円前後と聞いていましたけれども、その現状については、農政課長、もちろん把握していると思いますけれども、その現状をちょっとかみ砕いて説明いただければ。

○委員長（横山哲英君）

農政課長。

○農政課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

まず、この予算の当初予算を要望いたしましたその内訳でございますが、農政課としましては、実は二十五ヘクタールということでの共防連を実施主体として、二十五ヘクタールで実施していただくと。その前提として一〇〇%の補助にすること、その実地検証をしていただいて、効果等を全部報告していただきますということでの考え方で、実は予算要求はしてございます。ただ、その後、いろいろ非公式ではございますが、共防連さんとも話をいろいろしてきたわけですが、その中では、百四十七ヘクタールほどの希望があるようでございます。個人負担をしてでも、このもし補助が予算化するのであれば、個人負担をしてでも、活用できないものかというふうな話はここ二、三日前に私、聞いたところなんですけれども、百四十七ヘクタールで個人負担が一人当たり、平田議員おっしゃったように、十アール当たりで四千三百円前後の負担ということでの話はい最近伺っております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

平田君。

○平田博幸委員

三回目ですので、これは最後にします。

○委員長（横山哲英君）

三回以上は、休憩をかけますので、頑張ってください。

○平田博幸委員

ところで、町長にお尋ねします。

病虫害対策と、それから食の安全ということで、この新規事業はですね、非常に今の時期に的を射たこの事業だと私、思

っています。これ、藤崎管内にかかわらずですね、やっぱり用水路とか、廃堰になってですね、そこにやっぱり土も埋められていない。雨水がたまる。いろいろなごみも捨てられる、廃棄されるということで、その廃水路がこの病虫害の巣になっているのも、これ、リンゴばかりでなくして、稲作もですけれども、いろいろ病虫害を発生する私は要因にもなっていると思います。

過去、前政権の麻生内閣時代からですね、いろいろ地域活性化のために、名前は、名称はどうあれ、いろいろ補正予算が組まれています。私たちの町もですね、その補正予算を有効に利用して、いろいろ集会施設の補修やら、いろいろな事業をやってきました。二年ぐらい前ですか、その麻生内閣の時代に、大鰐町では、リンゴの防除対策の補助金として、その補正予算から二千五百万円ぐらいの財政を交付金等を出して、補助金を出して、共防、あるいは一般の農家にですね、そういう対策を講じてきたという、これは隣町の事業でございますけれども、私は、今農政課長がおっしゃったように、二十五町歩限定の一〇〇%と、それがですね、いや、我々も自己負担してでも、やっぱり病虫害を抑えたいんだという、その共防連の思いをですね、今後六月補正でも、九月補正でも、あるいは来年度もですね、やっぱり増額してでも、この病虫害は対策をやっていくんだというような気持ちが必要だと思うんですよ。そこに最後に、町長、このことについて考え方を問います。

○委員長（横山哲英君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

このりんご減農薬栽培推進事業費補助金という形で、今回二百万円を措置いたしましたけれども、この経緯については、今、リンゴ栽培の支援策としては、新規の事業でありまして、早速ご質問があったわけでありまして、平田議員、あるいはまたほかの議員からは、リンゴ栽培に関する支援策、これについて毎年新規の事業、あるいはまた前は県補助であっ

たものを町の単費で行うとか、そういう例えばSSスピードスプレーヤー、あるいはまた保険、共済の加入費の補助でありますとか、そういうのを毎年のように私なりにですね、町なりに、皆様のご意見を伺いして、新規事業をこういうふうに取り入れてきたつもりであります。今おっしゃったのは、この減農薬の件と、それから廃水堰の件ですね。二つおっしゃいましたので、その二つともですね、まず、これから対策を講じていくと。リンゴ栽培の有効な推進事業、あるいは支援事業として、これも行っていきたいというふうに考えておるところであります。特に、減農薬云々のこの事業については、一〇〇%要求額で今回対応したつもりであります。今、平田議員からご指摘のあったのは、確認をいただいたのはですね、まだ正式な要望として来ていませんので、要望が来た時点ですね、あるいはまた、試験的というような意味合いもあったようで、要望時点では試験的に三年ぐらいはやりたいというような内容もありましたので、その実績を踏まえて、また実践的な事業にして、切りかえていくのかなという思いでいましたので、新年度の補正云々ということについては、別途また協議をさせていただきますけれども、要望団体である共防連のですね、そういう、これを試験的なのか、実践的なのかということももう一回協議をしてですね、参加者云々もそうですけれども、その事業を我々執行者もよく事業の中身といいますか、それを吟味いたしますので、効果があるようであれば、あるいはまた要望が多いのであればですね、補正云々ということにもこたえていくことも可能ですので、それは十分吟味をさせていただきたいと思います。

また、廃水堰云々についてはですね、これまでの交付金事業、政権等の事業の緊急雇用関係で着手して、実績を積んできたのもあります。いかんせん交付金事業が廃止と、あるいはまた期限限定で行われてきたのもありますので、その後どうするんだという、こういった交付金事業は多々あります、これに限らず。それについては、町単費で今度対応していかなければならないということになりますので、予算額は多少減額、応分の予算額、単費対応となればですね、補助なし、交付金なしとなれば、単費対応となればですね、応分の限定した補助金になるかもわかりませんが、そういう基幹産業を推進、栽培支援になるとなればですね、あるいはまた災害支援ということになればですね、応分の単費を予算措置しましてでも、

これを廃堰の改善というんですか、それにも取り組んでまいりたいと、継続的にですね、取り組んでまいりたいという気持ちは、現課とも協議をいたしておるところであります。以上です。

○委員長（横山哲英君）

平田君。

○平田博幸委員

資金的、実践的といえ、実践的に間違いありません。ですから、共防でまとめてくるのはですね、もう近日中だと思えます。ですから、当初予算は二百万円ということでございますけれども、柔軟にこれは前向きにですね、農政課はもちろんでございますけれども、理事者も考えてもらいたいと、そう思っております。

次に、ページが四十四、二番総務費の中のこれもまた同じく十九節負担金補助及び交付金の中での話でございます。

一番下段に、みんなで創るふじさき地域活性化助成金百万円ということで、先般、若干企画課長からですね、これについてはお話がありました。私も当初から、地域住民の自発的にやっている団体、あるいは地域にはですね、若干でもこのお手伝いをするのがこれ行政だろうということで、先般の私の一般質問の中でも取り上げさせていただきました。これをですね、やるに当たって、課長、いつごろの時期に町民に対して発信して、精査する団体は、企画のみで精査して、最大限二十五万円なのか、その辺の若干かみ砕いた説明をですね、お願いします。

○委員長（横山哲英君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

お答えします。

みんなで創るふじさき地域活性化助成金のための交付要綱というのを現在、鋭意策定しております。これをできれば、今

予算成立後の四月一日に、交付いたしまして、早速募集の方に入りたいと。広報誌またはホームページ等、または企画課に何かやっているよというようなことの発信をしてですね、ご相談において願えるような体制をとりたいと思います。

このいろいろなケースがあると思います。今回の場合は、団体全体ではなくて、このイベント、このイベントをこういうふうに変えていくというふうな部分的なことになるので、長いスパンではなくて、今回のイベントをこういうふうにやりたいというふうなものの要望があれば、恐らく可能になるのではないかとこのように考えていますが、これの審議に当たっては、この交付要綱の中では、副町長を座長に、現時点での案としては、総務課長、財政課長、企画課長で、その内容を検討して、できるだけ早い機会に、できれば五月の連休直後までかかってですね、募集をして、その後、速やかに決定して、交付していくというふうな考え方でおります。以上です。

○委員長（横山哲英君）

昼食のため、休憩いたします。

再開時刻は、午後一時といたします。

休 憩 午前十一時五十六分

再 開 午後 一時 〇二分

○委員長（横山哲英君）

時間になりましたので、会議を再開する前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。

○事務局長（奈良岡信彦君）

十番、佐々木政美議員から、午後所用のため欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

以上です。

○委員長（横山哲英君）

休憩を取り消し、会議を開きます。

平田君。

○平田博幸委員

休憩前の午前中に引き続いて、企画課長に再度お尋ねします。

四月一日に、広報に載せて、この事業の趣旨説明をして、賛同を得るとするか、申し込みを得るという話っことでございましたけれども、通常締め切りはいつごろってこう区切るもんだんですかね。それこそ年度中は随時受けるとか、その辺をちょっとこうお願いします。

○委員長（横山哲英君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

この事業の趣旨は、イベントやそういった会合という、いわゆる事業を行うということが原則ですので、年間ということでは考えてございません。秋に行います、冬に行いますという形では随時受け付けしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○委員長（横山哲英君）

平田君。

○平田博幸委員

百万円が足りなくなるぐらいですね、各地域、各団体から手が挙げれば、これはしめたものだと思います。そういうときは、専決処分なり、あるいは補正予算なり組んでですね、まちづくりの、活力あるまちづくりのためにですね、理事者から

また、一言その辺について、考え方をとっておきます。

○委員長（横山哲英君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

予算については、当初予算で百万円ということで予算措置をしています。これについては、予算の執行という原則からいくと、その年度内はその予算の中で運用するというのが基本であります。その中で実績や、それから希望者、そういうものが多くなれば、次年度の新年度でまた対応するというのが基本になりますが、この辺も緊急的なものであれば、またこれは緊急的な予算措置をしなければなりませんけれども、通常は、その年度の予算の中で実施していくものというふうにとらえております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

平田君。

○平田博幸委員

ひとつよろしく申し上げます。

六十七ページ、六十八ページ、衛生費についてお尋ねします。

六十七ページは、十三節の委託料の中に、いろいろな検診がございます。あるいは、次のページの六十八ページには、健康づくり事業費としての予算措置もされています。ここについてちょっと関連して福祉課長にお尋ねします。

健康づくりは、適度な運動、食、いろいろかかわるものがたくさんあります。先般、隣にいる同僚の相馬民生教育委員長のもとにですね、昨年度対戦いたしました、五月二十七日に対戦しました埼玉県の小鹿野町に、行政視察に七名お邪魔させていただきました。委員会報告でもありましたけれども、そこはですね、医療、健康づくり、福祉、それからスポーツとい

うことで、年間を通して、いろいろな課が横の連絡を密にして、体力づくり、健康づくりを実践しております。そのおかげがあつてですね、確かにチャレンジデーでは、我が町が勝ちましたけれども、埼玉県一医療費が少ない自治体ということで、その功績はまずは感銘して帰ってきたところでございます。

福祉課でも、保健師もですね、いろいろなケアをしながら、私もある一人の職員の皆さんにお世話になってですね、いろいろ健康指導もいただいております。そういうことをですね、ちょっとここからは脱線するかもわかりませんが、福祉課長、私、聞きたいのはですね、福祉課だけではなくして、例えば体力づくりは、これから四月一日から予定されるNPOの体育協会、あるいは生涯学習、あるいは教育委員会とか、いろいろかかわってくると思います。要は、何を言いたいかという、健康づくりのために、体力増進のためにですね、普段から横の連絡を密にして、そういう行政施策を講じていかなければならないと、私は思っておりますので、現状での福祉課長としての考え方をちょっとお尋ねします。

○委員長（横山哲英君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

お答えをいたします。

今のお話は、横の連携のお話だというふうに伺いました。私どもといたしましても、もちろん持分持分はあるわけですので、その範囲の中で、できる限り協力して、いい方向で考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（横山哲英君）

平田君。

○平田博幸委員

ひとつ私も体協の会長としてですね、町民にさわやかな汗をかいていただいて、あるいはまた、健康づくりのために、い

ろいろの各種スポーツ大会やら、スポーツ教室やら、いろいろ取り組んでまいりたいと思います。ただ、体育協会だけではなかなか人的にもですね、なかなか厳しいものがございますから、そういう機会がありましたら、ひとつ福祉課長としても、あるいはまた生涯学習課長は三月いっぱいでご定年なされるんでしたっけ、教育委員会ともいろいろ相談してですね、やっていきたいと思います。その節はひとつよろしく願いしておきたいと思います。

最後に、六ページ、これは歳入全般について、これまた三月末でご定年になる予定の非常に今予算を取り組むに当たっては、中心たる部署でご苦勞なされたと思いますけれども、新谷財政課長さんに、お尋ね申し上げます。

次年度の当初予算が六十五億八千八百万円、ただ、国の補正予算も繰越明許になってですね、七十一億円余の実質の予算規模となる、そういうことで解釈しておりますけれども、その中でまた、依存財源がですね、地方交付税の算入を初め、七九%弱のやっぱり依存財源があるということで、非常に予算査定するにもご苦勞したと思います。ただ、税収もですね、確かに平成二十二年産のリンゴは、ちょっと価格が高揚したものの、二月二十日以降には、また低迷しているのが現状であります。その財政の収入の財源がですね、国の財政も厳しい折、これからどう予想されるかちょっとわかりませんが、新谷課長としてはですね、何とか三月末で、非常に私残念に思っていますけれども、今後の財政の歳入の見通し等が、持論がありましたら、一言簡単に結構ですので、お聞かせいただければなど、そう思っております。お願いします。

○委員長（横山哲英君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

町の財政の内訳でいきますと、自主財源が二%ほどしかございません。八割近くが依存財源なわけですがけれども、その中で、全体におきますと半分以上がですね、国からの交付税ということで賄っております。麻生政権以降、プラスになったりマイナスになったりということで、上がったりがあつたわけですがけれども、平成二十三年度の交付税について

は、若干の伸び率で見えております。ただ、藤崎町の予算としては、国の交付税の伸び率の以下で、これは毎年のことですけれども、財源割れを起こしてはいけないということで、国の地財計画の以下のもので、交付税の見込額を計上しております。ただ、これからは、国の交付税の地方に寄越すための総額の予算ですね、これがふえていくということは期待できませんので、自主財源を伸ばしていくということとあわせてですね、行政のスリム化を図っていくと。そこが一番大事になってくるのではないかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

平田君。

○平田博幸委員

今予算をつくるのに中心的になった財政課長に、将来の見通しということでお尋ねしました。

次に、町長、町ではいろいろな行財政改革をしながら、将来にわたるゆとりあるかないか、これはこれからの歳入全般にかかわることもありますから、一概に言えませんが、財政厳しいのはどこの市町村も、国も、県も同じだと、私は解釈しておりますけれども、現状の藤崎町のトップとしてですね、財政全般、行革にかかわる全般の町長としての考え方をですね、お尋ねして、私の質疑は一たん閉じます。

○委員長（横山哲英君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

今定例会の提案理由にも述べましたけれども、あるいはまた、私の相馬勝治議員の質問にもお答えしました。私の任期四年間の中でのちょうど中間になります、今現在。その四年間の任期中の私の公約といたしましては、一番最初に掲げておる

のが、この行財政改革の推進ということであります。今もその気持ちに変わりはありません。厳しい財政運営を余儀なくされている藤崎町の状況下にあっては、やはり今後とも行財政改革、これを強力に進めていくことが重要になると思います。ただ、そこは予算措置といたしますか、予算執行をする上ではめり張りをつけて、平田議員が先ほど来、要望といたしますか、いろいろ取り上げた内容を拝見いたしましても、基幹産業、特に農業、リンゴを中心とした農業の生産支援などは、積極的にやろうと、やれと。あるいはまた、人づくりやまちづくり、そういうものにはお金を補正を組んででもやれというようなことでの考えも披露していらっしゃるようでもありますけれども、そういった切り詰めるだけの予算運営ではなくて、やはり少ない予算で、最大限の効果を出していくような人づくりや、物づくりや、まちづくり、魅力あるまちづくりということの点では、やはり予算をそこには投じていかなければならないというふうにも考えております。その財源は、単費であったり、補助金であったり、交付金であったり、依存財源もやはり有効に活用していくというのが、我々常日ごろ財政を中心に各課考えているところでありますので、その財源も議員各位におかれましては、ご理解とご協力をですね、示していただいて、我々行政が執行するさまざまな予算措置については、どうぞ寛大な評価と、それからご理解を示していただいて、今後の町の財政をしっかりと監視していただければ幸いに思います。もう一回重ねてお話ししますと、行財政改革は私の公約としても一番先に掲げておる重点政策であり、町も同様に、今現在も行財政改革を一番の重点を置かなければならない事業といたしますか、取り組んでいることでございます。以上です。

○委員長（横山哲英君）

平田君。

○平田博幸委員

最後に、ページ数が三十八ページ、総務課長にお尋ねします。

総務費の一般管理費の中での報酬、特別職報酬等審議会委員会報酬、十人分という額が出ていますけれども、今定例会に

上程された議案第五号に特別関連することですので、ちょっと確認しておきます。藤崎町職員の給与の特例に関する条例廃止、藤崎町特別職の職員の給与の特例に関する条例廃止、藤崎町教育委員会教育長の給与に特例に関する条例廃止、行財政改革には、まずやっぱりこの町の行政のトップ、町長並びに副町長、あるいは教育長がですね、みずから率先して財政が厳しいから、みずからの報酬、給与を切り詰めて、少しでも町民のために、財源を使いたいという意味で、これはずっとやってきた条例だと思います。特に、特別職の給与に関することにはですね、上げるにしても下げるにしても、私が今言った審議会がですね、恐らく開かれていたのかなと。そういうふうな気がしておりますので、その辺の経過説明と、この第五号議案についての若干の補足説明をいただきたいと、そう思っております。

○委員長（横山哲英君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

この件でございますが、昨今の情勢で、人事院勧告がございまして、ここ数年は、期末手当、給料等減額でございます。減額の中でも、一般職の管理職手当カット五〇％、それから特別職、町長及び教育長の一〇％のカットをやってまいりました。ただ、今の件につきましては、一たん廃止条例をご提案いただいて、戻してもらって、改めて報酬等審議会を開いて、今後の特別職の報酬等をどうすればいいか審議してもらいたいと思ひまして、今回ご提案申し上げました。以上でございます。

○委員長（横山哲英君）

平田君。

○平田博幸委員

今の説明によると、今回の議案に対しては、特別審議会は開かれていなかったという解釈でよかったですでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

これはカットする前も、今の戻す、廃止する条例案も特別職報酬等審議会は、開かれておりませんでした。

○委員長（横山哲英君）

平田君。

○平田博幸委員

これもまた理事者に申し入れしておきます。

財政厳しいから、みずからの判断で報酬審議委員会を開かずですね、給与カットやら、あるいはボーナスカットやら、あるいは役場職員の管理職手当の五〇％削減とか、いろいろみずからの判断で役場の職員の皆さんの協力を得ながらやってきたと思います。ただ、現状で、例えば各種団体の補助金カットとかですね、あるいは使用料の賦課とか、いろいろ特例は設けてございますけれども、そのようなこともございますから、私、言いたいのは、議員、我々も含めてですが、行財政改革のやっぱりトップを切るのが町長であって欲しいし、そう願いたい。そういう意味でですね、再度、そのこれにかかわるだけでなくして、再度、この行革に対しての思いを聞かせていただきたいと思います。これで、私の質疑は終わります。

○委員長（横山哲英君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

非常に重要な質問だと思いますので、私もこの際、行財政改革の中の人件費、人件費の中の給与、報酬ですね。手当、あ

るいはまた期末手当等も含めてですね、どのような形で、どのような裏づけ、どのような形で我々が取り組んできたかと。あるいはまた、独立機関であります議会議員各位もですね、特別職というのは、立場に変わりはないわけでありまして、それらがその時代時代で、独自に判断して、これまで来たわけなんですけれども、通常は、今質問された報酬審議会というところに付して、諮問して、客観的にどうあるべきかということですね、やはり意見をお聞きして、それに対して判断するという手順が正常だと思いますが、それを経ないで、独自のやり方、これもまた意義あることだと思うんですけれども、たまたまその報酬審議会等を開催するための予算がありながらもですね、それ以前に早期に、前倒しのような形でやった年もあったと思うんです。それはそれで意義あることだと思うんですけれども、それとの整合性がとれてこなかったものですから、この報酬審議会の開催の年度ですね、これについては、慎重を期して開催するということをですね、今後考えていかなきゃならないと、予算執行の立場としてはそう考えております。これは、まず、私が長ですから、特別職という立場にありまして、いろいろな議会にも、それから職員にも当然、それから報酬を支給している各種審議会等、そういった人件費の全般にかかわっていくものですから、あるいは消防ですとか、農業委員会ですとか、そういう独立機関にまで及ぶわけですので、この長としての考え方や、長独自でやっても、それがまた影響を与えたりですね、する可能性もあるものですから、正規の形でやるには、やはり審議会を経て、やはり客観的な意見も添えたところで、やはり考えていくのが手順なのかなど、こいうふうに考えております。

また、職員とのいろいろな団体交渉等をこれまでもやってきましたけれども、そのところにはですね、例えば職員が減額する場合は、特別職もやれと、やるべきだというような引き合いがあるわけでありまして。この点もですね、その時期をずらした場合は、一回やったのにまた再度やる見当にもなるわけでもありますので、やはり時期時期にですね、こいう私も含めて、特別職も職員もそのほか人件費報酬にかかわることはですね、やはり手順を踏んだ形で、客観的な審議会を経てやるのが合理的かなというふうに考えております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

三番、奈良岡文英君。

○奈良岡文英委員

七十五ページのりんご減農薬栽培推進事業について聞きたいんですけども、これはリンゴを農薬に頼らず、減農薬に努めるということですけども、これは大変いいことだと思います。これからのリンゴ栽培は、農薬や化学肥料に頼らず栽培していくということが消費者の安全や安心な栽培につながるかと思えますけれども、この事業の採択条件といいますか、補助金の交付条件というのはどうなっているのか伺います。

○委員長（横山哲英君）

農政課長。

○農政課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

この補助事業につきましては、予定といたしましては、町共防連を事業実施主体として、先ほど平田議員の方からは、要望のお話しもございましたが、一応、二十五ヘクタールについて交信攪乱剤の導入をしていただくと。その費用について、一〇〇%補助をしますということで、予定をしているものでございます。実際運営に、実施に当たりましては、予算が、予算化すれば、事業実施予定の共防連とお話をしながら、その辺を詰めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

三番、奈良岡君。

○奈良岡文英委員

この交信攪乱剤というのは、広範囲で連続した面積のある程度まとまった面積で実施しないと効果がないという農薬なん

ですけれども、私の知っているところでは、そういう農薬なので、当然例えばある程度面積のまとまったリンゴ園に対して補助金を出すとか、そういう条件がついていると思って聞いたんですけれども、そういう条件はないんですか。

○委員長（横山哲英君）

農政課長。

○農政課長（小杉利彦君）

お答えします。

現在のところ、そういう細かなところまでの要綱等もまだつくっておりません。ただ、実施していただく上では、この予定している範囲の中で、ある程度まとまった面積で例えば何カ所かに白子地区であるとか、例えばゴリン地区であるとかに、予定している面積の範囲の中という形に今現在では考えていますが、まとまった面積でやっていただくと。いわゆる農家が隣近所組んでですね、そういう形でやっていただきたいなというふうには考えております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

奈良岡君。

○奈良岡文英委員

補助事業ですので、少ない予算で最大限の効果が出るように、今農政課長も言ったように、ある程度まとまった面積という条件はつけるべきだと思いますが、今回はこの事業が新規の事業で入ったわけなんですけれども、この事業を実施、立案するに当たって、例えば農政審議会に諮問して、こういう事業をやりますとか、そういう審議は経て行われていたのか、お聞きいたします。

○委員長（横山哲英君）

農政課長。

○農政課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

この事業、農政審議会の諮問等はいたしておりません。農政課サイドで、予算要求をしたということでございます。

○委員長（横山哲英君）

奈良岡君。

○奈良岡文英委員

農政審議会の予算も七十二ページで十六人分、十五万七千円計上しておりますけれども、その農政審議会に何をどう諮問するのかという議論になるかと思っておりますけれども、こういう新規の事業をやって、町の予算を有効に使って、農業の振興に役立てるというのであれば、当然こういう農政審議会に諮問して、そういう諮問機関の合意を得て、初めて重い事業になってくるかと思うんですけれども、そういう審議会を経るべきだと思うんですけれども、今年は農政審議会について何をどう諮問したのか、伺いたいと思います。

○委員長（横山哲英君）

農政課長。

○農政課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

平成二十二年度におきましては、農政審議会を一回開催してございますが、その中では、農業の基本構想がございまして、その改正について諮問会議を開催させていただきました。以上です。

○委員長（横山哲英君）

奈良岡君。

○奈良岡文英委員

農政審議会という、そういう立派な学識経験者、あるいは地域の代表者で構成している農政審議会という審議会があるわけですから、それを最大限に重要視して、町の農政に対しての助言をいただくべきだと、こう思います。

それから、先ほどのりんご減農薬栽培推進事業の補助金の財源が先ほどの冒頭の財政課長の説明では、農業災害基金を二百万円充てるのだという説明がありましたけれども、農業災害基金の趣旨からいけば、これが適当かどうかという疑問がわくわけなんですけれども、その点については、どうお考えでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

奈良岡君、財政課ですか。

○奈良岡文英委員

財政課です。

○委員長（横山哲英君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

今回、リンゴのことについての二百万円ということで予算措置をいたしましたけれども、その内容的なものが、要は、その農業災害の分野に入るのではないかという総合的な判断がされましたので、去年から積み立ててきております。五百万円ずつ積み立てておりますが、平成二十三年度は若干少ないですけれども、去年積み立てた農業基金の災害基金の一部をこれに当てはめていくということで、その当てはめる財源として事業に振り向けることもやっておりますし、さらに農業基金を積み立てることもあわせてやっているということで、有効にその基金の活用を図っていくということではいいのではないかとこのように考えております。

○委員長（横山哲英君）

奈良岡君。

○奈良岡文英委員

有効にその資金を活用するという点では、よろしいかと思えますけれども、農業災害基金のその使途基準、取り崩すときの基準とかを伺います。今回このりんご減農薬栽培のこの補助事業は、災害というよりも、リンゴの病害虫の防除技術という部類に入るかと思うんですけれども、その災害ということで位置づけて、その農業災害基金を取り崩して使ってもいいんだという悪しき前例になる可能性もないわけではないかと思えますので、その農業災害基金の使途基準ですか、それをここで一回確認しておきたいと思えます。

○委員長（横山哲英君）

休憩いたします。

休 憩 午後一時三十五分

再 開 午後一時四十七分

○委員長（横山哲英君）

時間をちょっと過ぎましたけれども、休憩を取り消し、会議を再開いたします。

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

今回のりんご減農薬栽培推進事業というものの仕事の中身が、予算編成の段階で出てきた時点で、これは非常に重要な、

農業政策においては重要な、その歳出予算であるというふうな判断に至りました。その歳出予算を計上するときに、財源の問題が当然出てくるわけですが、一般財源としては非常に厳しい状態にありましたので、今回のりんご減農薬栽培というものが、例えば、台風とか、今回の地震とかのような災害ではありませんが、発端となっているものがハマキ虫対策ということで、農政課の方から事業の出発のところを聞いておりましたので、ハマキ虫対策ということであれば、これはある意味の災害だということでの町長判断をもちまして、今回財源として農業災害基金、これを二百万円あてがったということでございます。以上です。

○委員長（横山哲英君）

奈良岡君。

○奈良岡文英委員

町長判断で、災害と判断したと、ハマキ虫の発生を、ということなんですけれども、そうそうなんであれば、せば、フラン病が最近ふえているはんでフラン病さも補助金出して、基金を取り崩して出してけるのかという、そういう論法にもなるかと思しますので、これはきちんとした農業災害基金を使うときはきちんとした決まり、だれが見ても納得できるような一定の決まりのもとに使うべきだと思います。

それから、このりんご減農薬栽培推進事業を予算計上するに当たって、きちんとその事業の内容を例えば交信攪乱剤を対象とするのであれば、その効果が最大限に見込める、ある程度一定の面積がまとまった園地に対して補助するとか、そういう制度的なものも、限られた予算を効果的に使うためには必要かと思えます。

それで、もう一点聞きたいんですけれども、補助事業として減農薬のリンゴをつくるのを推進するのだということであれば、そうやってつくられたリンゴは、どういうふうに販売していくのかと。消費者のニーズに合った安全安心なリンゴを我が町のふじ発祥の地のこうしてつくられたリンゴは、こういう販売方針のもとに販売していくのだという大きな基本方針が

生産から販売までの基本方針があってもいいかと思うのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

農政課長。

○農政課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

安心安全ということでのリンゴ栽培を推進しようとしているものでありますから、当然、今後そういう形で生産されたリンゴにつきましては、何らかのブランド化とか、そういったことを検討しながら、その販売策を考えていかなければならないと思います。ただ、現時点では、どういうふうな形でやっていくかというのは正直なところ持っておりませんので、これから関係者の皆様、議員の皆様方のご指導をいただきながらですね、進めていきたいと、そう思います。

○委員長（横山哲英君）

奈良岡君。

○奈良岡文英委員

先ほども言いましたけれども、限られた財源を有効に、最大限の効果を出して、農業の振興に結びつけていくということです。そういう事業の補助金を出した後のリンゴの販売までもぜひ方針の中につけ加えるべきだと、こう要望して質問を終わります。

○委員長（横山哲英君）

四番、小野 稔君。

○小野 稔委員

私の方からも、まず、百ページ、教育費の中の十五節工事請負費バスケットコートデザイン変更工事の金額について伺い

たいと思います。

藤崎の中学校が五十九万四千円で、明徳中学校が十九万八千円になっていますけれども、これはどうしてこういう違いの金額が出るのか、その説明を聞きたいと思います。

○委員長（横山哲英君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

藤崎中学校の体育館と、明徳中学校の体育館のバスケットをするコートの数違います。藤崎中学校は二面コートをとります。それと、センターコートといいまして、そういうのも使えますので、そのコートをつくる面の数が違うということでご理解していただければと思います。

○委員長（横山哲英君）

小野君。

○小野 稔委員

はい、わかりました。

続いてですね、二十八ページになります。

二十八ページの第四目農林水産じゃなくて、すみません。衛生費県補助金の中の、子宮頸がん予防ワクチン等緊急促進事業補助金について、ちょっとお伺いいたします。

この子宮頸がん予防ワクチンについてでありますけれども、この使われるワクチンの種類と、それから接種する年齢を、それで何人いるのか、これをまず聞きたいと思います。

○委員長（横山哲英君）

休憩いたします。

休 憩 午後一時五十三分

再 開 午後一時五十四分

○委員長（横山哲英君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

ただいまの質問は、子宮頸がんワクチンの名称と、それから対象者の人数ということだと思いますが、子宮頸がんワクチンにつきましては、今現在、厚労省の方で認可されているのが一種類でございます。ですので、そのワクチンを使用いたします。

それから、人数でございますが、予算上は、三百人ほどを見込んでございます。以上でございます。

○委員長（横山哲英君）

小野君。

○小野 稔委員

私の聞いているのは、そのワクチンの種類です。厚労省でその一種類、その種類を教えてください。

それから、接種人数は三百人と言いますが、それは小学校六年生にやるのか、それともあとまた何年生にやるのか。

それから、何回これは接種するのもお聞きいたします。

○委員長（横山哲英君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

ワクチンの種類につきましては、ちょっとすみません。よろしいでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

休憩いたします。

休 憩 午後一時五十五分

再 開 午後一時五十六分

○委員長（横山哲英君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

小野君。

○小野 稔委員

このワクチンは希望者をとってやるんですか、それとも全員ですか。

それから、この接種、先ほど聞きましたけれども、何回やるんですかということなんですよ。

○委員長（横山哲英君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

まず最初に、回数をお答えしたいと思います。回数は三回でございます。

それから、接種の応募の仕方でございますが、この事業は一月七日から実施しておりますけれども、対象者と保護者あて

にですね、はがきを入れた案内書を送付してございます。そのはがきを役場の方に、福祉課の方に返送していただいた方に対しまして、受診券を送付するという形をとってございます。以上です。

○委員長（横山哲英君）

小野君。

○小野 稔委員

はがきを送付して、このはがきが返ってきた人に対して、それをやるということで、ちょっともう一回、今度は教育長の方にちょっとお伺いしたいんですけども、このワクチンに対して、子供、それから保護者に対しての説明会を、そういう点に対して、どういう学校に対しての、そのワクチンに対しての説明会とか、そういうものを行ったことがあるんでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

学校を通してですね、PRといたしますか、個々の方は、これは福祉課が所管なものですから、福祉課の方からしておりますですね、学校からは特別連絡はないと思います。

○委員長（横山哲英君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

ただいまの件につきましては、少し補足で説明をさせていただきたいと思います。

この件につきましては、一月七日以来の実施以来、学校の養護教諭の先生といろいろと相談をしてございます。実際ので

すね、説明会につきましては、これから三月の末に、その弘前の病院の先生を講師に、一般向けに講演会を開く予定になってございます。

それと、平成二十三年度の事業といたしまして、養護教諭の先生と私どもの保健師が一緒になって、各中学校の全員を対象に、性教育並びに、そのワクチンの有効性等の説明、授業を一緒に行う予定にしております。

あと、同じような講演会も一般向けとして二回ほど準備をしております。以上でございます。

○委員長（横山哲英君）

小野君。

○小野 稔委員

今の福祉課長の話を聞くと、私はやっぱりこれはまずこれ、児童に対し、保護者に対してまず説明をしてから、この一月七日にやったこのはがきをやるべきだと思うんですよ。説明をやって、それを納得した上で、やっぱりこれを受けるか受けないかを決めるべきだと思うので、最初にやるのは、私はこれ間違いだと思います。

それから、私がなぜこれを挙げたかたといいますと、これにはいろいろな問題点があると思います。この問題点に対して、いろいろな調査がありますけれども、私がいただいているこの文書の中には、いろいろな問題点があります。それに対してのまだ明快な答えというのがまだ出ていないような感じがしている今現在だと思います。そういう中において、まず、この三月下旬に、その説明会、各学校にあるというのであれば、それをやってから、やるべきだと思うんですけども、この点、町長はどういうふうに考えますか。

○委員長（横山哲英君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

この子宮頸がん予防ワクチン等ですけれども、緊急的に促進事業という名称からもおわかりのように、広く国民の間でこの子宮頸がんについては話題になった病気、そしてそれを、感染するということでは、それをどう防ごうかということが一般常識的に我々目にしてきたわけでありまして。ご案内のように、昨年暮れ、十月か十一月か、ちょっと忘れましてけれども、国会をこれが通りまして、その予防に国の補助が出るとかっていうのが決まってですね、制度上それがスタートしたわけですね。もうそのときには広く国民の間で、一般に知識がある程度入っております、それから、そういうところからいって、医療機関等からもそれが行政の方でもやはりこれを推進するべきだというような、ここは藤崎町の町内のドクター、医療に従事する関係の方とも協議してきたわけなんですけれども、藤崎町の場合は、そういう医療機関を通して、広くもう既に制度がスタートするときに、もう要望があったと。予約があっているんだということで、その制度開始を待っていた。これは現実そうでした。それを踏まえて、制度開始と同時に、藤崎町としては、これをできるだけ早く、そういう待っている方にはですね、知識を持っているということとを前提に、あるいはまた医療機関の説明を受けているということとを前提にですね、待っている要望者に対して早くこれを実施してあげたいということでは、県下他市町村には先駆けて、藤崎の場合は、事務方、そういう医療機関の協議の上ですね、事務的な作業も早く完了させて、一月七日に実施してきた経緯がございます。まだ、四月、五月から開始するという市町村もあるわけですね。それはそれぞれの市町村の考え方のそういう説明を踏まえてということなのか、制度上、これは全額助成という制度を市町村も掲げているところもありますので、それはいろいろな考え方や制度上の補助の仕方もいろいろさまざまだと思います、市町村それぞれの考え方としては。しかし、藤崎町としては、医療機関とそれから制度がもうスタートしているということとを踏まえまして、十分慎重に協議をした上で、希望をとり、直接先ほどの説明のようにはがきを送付し、希望をとり、そして早期にこれを一月七日に、他市町村に先駆けて、早期に実施に踏み切ったということとであります。

しかしながら、まだまだそういう一般的な常識のレベルでですね、それを知識としてその年代の生徒、男子生徒、女子生徒も両方含めてですね、あるいは保護者もですね、あるいはまた指導する先生方もですね、知識がまだ行き届いていないという懸念は私も小野議員同様ありますので、この制度をこれからその応分の回数をやっていくわけですので、あわせて、その指導は、あるいは知識を持ってもらうという努力は、行政機関として、これは教育委員会やいろいろな保健師サイドでもですね、福祉課サイドでも、いろいろな角度から、そういう知識を、ただこれを受ければいいというのではなくて、それをなぜそうなるのかとか、そういう感染だとか、そういった問題も含めまして、教育に入れていきたいと。あるいは指導に入れていきたいという、これは本当に担当課とも、医療機関とも、町内民間の医療機関とも精査、協議してきた内容でありますので、小野議員が懸念しているのもわかりますし、そのような指導体制もこれからとっていかなければいけないと思っております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

小野君。

○小野 稔委員

もう一点だけ、同じ中において、先ほど福祉課長の方から言われました、このワクチンの種類、何からできているか、普通インフルエンザ等は卵を使ってつくるんですけども、このワクチンは牛のカザミノ酸を使って、使用してこれをつくっていると。これは英国製でありますから、英国で今はやっているのがBSEなんですね、狂牛病なんですよ。これをかかっているかいないかもまだわかっていない状況の中でこれを行っているというのも一つの一点です。

それから、アメリカにおいて、二〇〇六年度の処置の中ではありますけれども、二〇〇六年度の時点で、これを義務化してワクチンを行っているところがワシントン州だけなんですよ。あとはみんな希望者だけという形でやっている状況に今はあります。HPVは皆さん知っていると思いますけれども、HPVワクチン、皆さんご承知だと思いますけれども、そうい

うふうに今アメリカでは逆に減っているという状況の中で、日本は厚労省はこれを今進めていると。ちょっと逆行しているのかなという思いもありますけれども、こうして専決処分してやるということですので、この点についていろいろな問題点がありますから、そこら辺を本当に加味しながら、これをやってもらいたいということを望んで、私は終わります。

○委員長（横山哲英君）

浅利直志君。

○浅利直志委員

小野議員は大変準備をしていたようでございますけれども、いずれにしても、私の方のページ数はですね、まず、リンゴのですねことでございます。ハマキ虫対策というか、それらについては減農薬、農業振興費についてでございます。

予算化はされておられません。委員長の判断でお許しいただけるものかなと思っております。農業振興費で、七十三ページの農業振興費にかかわることです。しかし、予算は計上されておられません。それは、品種、苗木のですね。

○委員長（横山哲英君）

浅利君、今特別委員会は予算案に関しての委員会でありますので、予算に関係ない質問は。

○浅利直志委員

予算がないのはどうしてかということについて聞きたいんですよ。

○委員長（横山哲英君）

角度を変えて質問してください。

○浅利直志委員

角度の変えようがありません、これは。ないのですから。

○委員長（横山哲英君）

指名しません。座ってください。

○浅利直志委員

座りません。

○委員長（横山哲英君）

休憩中でもよければ。

○浅利直志委員

じゃあ休憩中をお願いします。

○委員長（横山哲英君）

休憩いたします。

休 憩 午後二時〇九分

再 開 午後二時十三分

○委員長（横山哲英君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

十三番、浅利直志君。

○浅利直志委員

補正予算にあったということでございましたので、おわびいたします。

そのときに聞くにはよかったと思いますけれども、でも、大事なことでありますので聞かせていただきました。

質問はですね、これは三十八ページ、支所のあり方検討委員会報酬十人分、十四万七千円というふうになっていますけれ

ども、これは一回分なんですか、それとも二回ぐらいやろうというおつもり、お気持ちなのでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

これについては三回分でございます。

○委員長（横山哲英君）

浅利君。

○浅利直志委員

平成十九年七月、合併した当初ですね、座長が浅利 一さんの常盤支所あり方検討会議の諮問というか、意見というか、それを出すと、結論としては新たに出張所を新設するか、あるいは郵便局等に機能を維持するために委託するかという二者択一だというようなことで、さらに附帯意見というか、業務を行う施設の位置及びその機能は町長の判断に委ねるというところまで、私はその当時からもこの結論自体に納得できませんでしたけれども、副町長は病氣療養中だというから、真意は聞かれないけれども、聞きたいのは、三回やるということなんですけれども、今までの結論でいくと、町長の判断に委ねるじゃと、どこさつくるにしても何するにしてもということまで、いってみれば町長を信頼していたわけですよ。町長はどういうふうな結論になったんですか、委ねたんですけれども、もう一回検討させるという意味なんですか、どういうことですか。

○委員長（横山哲英君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

一般質問でもお答えいたしましたけれども、これは合併来、懸案になってきた地域の方々にとっては重要な懸案、そして町全体にとっても重要な懸案と位置づけまいりました。それを地域の方々に意見を聞くというまず作業が必要だということでは、平成十九年に答申を受けた浅利 一委員長を中心とする第三機関に、意見をまとめていただく機関にある程度集約してもらったと。その答えが、今、浅利委員がおっしゃった幾つかの回答なわけでありまして。その後、私といたしましても、委ねるということでありましたけれども、行財政改革の中で、適正人員、役場の職員の適正人員、いわゆる体制も刻々と変えていった。その中で支所をどうするかという、支所の体制ですね。これも事務事業に合わせて体制も少なくしていった。あるいはまた削減していく中で、事務事業も削減してきたわけですが、その一年一年ごとの段階を経ながら、いま一つは、実質あそこの支所、建物そのものの耐久性と申しますか、老朽化もありましたので、私の頭の中には、それらの条件も含めまして、ぎりぎりのところまでは今の現状の体制を持っていきながら、最後、建物の状況、それから人的な体制、これも含めまして、あるときにはやはり決断しなければならないなど。それが今年、来年のあたりなのかなと。そこで、行革ともいろいろ協議いたしまして、その支所から出張所という規模で、既存のどこかの出先、公共施設に入れるか、あるいはまた委託するかという二つの選択肢を残しながらも、いま一度、第三機関に意見を聞きながらですね、それぞれのメリット、デメリットもお示ししながら、その意見を聞いてみるという、あくまでもいろいろな私に委託された、判断を委ねられたこともありますが、いま一度そういう形での選択の中から、意見を聞いて見るという判断に立って、今回当初予算で、三回の検討委員会という形を開催していただいて、そこでご判断していただくと、あるいはその意見を出していただく、それを踏まえて、今年、来年中には判断するということを考えております。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利君。

○浅利直志委員

町長、三回分設けたというのは、それなりに評価いたします。ただ、問題は、出張所、支所という名前だけでも、現実の業務は出張所クラスのと、出張所と支所の違いは何かという解釈の問題はあるけれども、現状は出張所クラスの仕事をしているのかなというふうには思いますけれども、いずれにしても相談業務だとか、生活保護、最近支所長からお聞きしてですね、生活保護の現金の支給だとか、あるいはまた生活保護の申請だとか、納税は年間八千件と、二百日で割っても一日四十件というか、そういうベースではないかなというふうに思っておるんですけども、従来のこの答申はベースの一つではあるけれども、一つということですね考えて、審議をしていただきたいと、これは要望ですけれども。

町長、この二つ目の選択の新たに出張所を新設するという中に、出張所を新たにつくるというのも入っているわけですよ。ですから、それらも、あるいはその文化センターのところに持っていく、あるいはまた現在書庫のように使っている就業センターというのもございます。そのリニューアルというか、そういうことも対象になるのかなというふうに私は思っておりますけれども、いずれにしてもですね、今年中には大方の結論を出すというのですから、合併はそれぞれのメリットもあるけれども、そこの住民サービスをできるだけですね、十年間特例措置があるわけでしょう。合併交付金、

○委員長（横山哲英君）

浅利君、あんまり脱線しないで質問してください。

○浅利直志委員

委員長の指示に従いましてですね、その新たに出張所を建設するということについてですね、町長の頭の中には、常盤の支所も新たにつくるというのも選択肢の中に入っているのかどうかお聞きします。

○委員長（横山哲英君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

今、二つの選択肢をお示しした形になってはいますが、前段になっているか後段になっているかはちょっとわかりませんが、聞きなれない、新たな出張所を設けるという表現についてはですね、余り拡大解釈しなくてもよろしいんじゃないかなと。これまでこの議場の場で、ある程度こういった施設を使えばいいのではないかと、ある施設を使えばいいのではないかと、あるいは直して、手直したぐらいで使えばいいのではないかとというようなやり取りもあったかと思うんですけども、現実的にはその範囲なのかなと。むしろ郵便局云々というのが現実的にはじゃあどうなのかなという方が新たな表現、耳なれないということでありまして、その前段のやつはですね、常識の範囲内で、私の頭の中ではですよ、これまでのいろいろな質疑や協議の中での常識の範囲、出てきた中におさまるような形で考えられるのではないかなと、こう思っています。

二者からどういったものが出てくるかは、その委員会からはどういうことが出てくるかは私は知るよしもありませんけれども、私の考えられる範囲では、今まで協議してきた中での常識的な範囲、施設的には、だということを申し上げておきたいと思います。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利君。

○浅利直志委員

慎重にですね、合併特例債というのは十年もあるわけでありまして、十年間というか、そういう期間もあるわけでありまして、慎重に判断していくということを強く要望しておきたいと思います。

四十一ページのですね、四十一ページのこれは十九節の負担金ですね。県防災ヘリコプター連絡協議会負担金七十六万円

というふうになっております。防災ヘリも大事でございます。そもそもこの七十六万円というのはですね、この防災のための運行にかかわる費用だけなのか、それとも何か防災というか、会議をやるための費用だけなのか、それにプラス何かヘリのためですね、負担金というか、そういうのもヘリを運行するための油代の何分の一だとかというような、何百分の一だとかという、そういうようなたぐいのことなのか、この七十六万八千円の積算の根拠ですね。どういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

このヘリでございますが、これはしらかみ号といたしまして、これは県内四十市町村及び消防本部、それに県庁も入っています。それらの総合した年間の予算の運行経費等の藤崎町の負担金でございます。

○委員長（横山哲英君）

浅利君。

○浅利直志委員

そうすれば、運行経費も入っているんだというふうに理解してよろしいんですね。

○委員長（横山哲英君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

当然、運行経費には燃料費、それから人件費、ヘリの運転する人、操縦する人の人件費も入っています。

○委員長（横山哲英君）

浅利君。

○浅利直志委員

これと大いに関係するのかなと思っておりますけれども、町長の提案理由ですね。この中で、弘前東消防北分署改築及び付随する防災公園等の整備計画を早急に策定しますと。これも予算書を見たんだけど、なんも、あれどこさこの予算あるんだべなど。ないのかなとは思っているんですけども、ないことでもこれは許していただけたらと思いますので、北分署及び提案理由に書いているんですよ。

○委員長（横山哲英君）

一問だけ許します。

○浅利直志委員

はい。

北分署改築及び付随する防災公園の整備計画をつくるんだというのはどういう構想でですね、どういうふうなことをですね、やろうとしているのかというその内容をお聞きいたします。

○委員長（横山哲英君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

提案理由には、何と申しますか、最近こう防災、あるいはまたこの時点では、大震災はまだ起きていなかったわけなんですけれども、昨今、防災に対する意識が高まってきていることですし、また、この議会でもですね、懸案になっていながら、あるいはまた構想の段階はもう経ていると思うんですけども、もう計画の段階に入らなければいけない時期なのかなと、こう思っていますけれども、消防の広域化ですか、それらが迫っている中で、東消防署西分署が、今平成二十三年度で整備

されると。同時に、北分署の整備も事務組合議会からもですね、尋ねられたり、建設に関して、そろそろそういう時期だよというようなニュアンスもありましたし、当議会でも話題にもなりました。それらの時期に来ているということで、早期にこの防災に対する備え、懸案になっている東消防署北分署についての建設、設置ですか、その事業にですね、着手もしていかなければいけないなど予算はないので、余計なことを提案理由で申したかもわかりませんが、議員各位も心配されていると思いますので、今後、考えられる重点的なこの事業についても一般質問等にも触れておりましたので、ここに予算はありませんけれども、提案理由の中にも触れさせてもらったということでもあります。以上です。

○委員長（横山哲英君）

浅利君。

○浅利直志委員

じゃあ私はあと一問ということで、八十三ページでございます。

道路新設改良費、負担金補助金、十九節ですね。五能線藤越踏切拡張工事負担金というふうになっておりますですけども、これが四千万円というふうになっておるわけです。これはどういう見積もりでですね、見積もりを依頼したのか、こちらの方でですね。それともJRの方で大体四千万円だねというのがもとになっているのか、この四千万円をですね、提案した積算根拠といいますか、そこはどういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（横山哲英君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

この四千万円につきましては、これはJRの方には、その工事費の見積もりを依頼しておりますが、この予算を予算要求

する時点では、まだその回答がありませんでした。では、どうやってこれを出したかといいますと、田舎館で、奥羽本線の川部の方の手前の境森の踏切工事を実施した際、八千万円かかったということですので、それを参考にして、計上してあります。以上です。

○委員長（横山哲英君）

これで質疑を終結いたします。これで、原案についての質疑を終結いたします。

次に、修正案に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）これで修正案についての質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。議案第十六号及びこれに対する修正案について一括して討論を行います。

まず、原案に賛成する者の発言を許します。

休憩いたします。

休 憩 午後二時三十二分

再 開 午後二時三十三分

○委員長（横山哲英君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

議案第十六号及びこれに対する修正案について一括討論を行います。

まず、原案に賛成する者の発言を許します。（「なし」の声あり）ないようです。

次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。反対者ですよ。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成する者の発言を許します。（「なし」の声あり）

次に、原案の修正に賛成する者の発言を許します。十三番、浅利直志君。

○浅利直志委員

修正案に賛成の立場から発言したいと思います。

現状の役所と庁舎前の駐車場と診療所前の駐車場、現状を見れば、確かに診療所の方がですね、傷んでいるというのは、傷みが生じているというのは現実でありますけれども、今、早急にやらなければ業務に支障が出るというほどでもないわけです。したがって、合併特例債といいますか、これも有効にですね、もっと緊急なもの、有効なものを精査して、有効に、そして使うべきだというふうに私は思いますので、修正案に賛成するものであります。

○委員長（横山哲英君）

これにより、議案第十六号及び修正案の採決に入ります。

まず、奈良岡文英君外七名から提出された修正案について、起立により採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（横山哲英君）

起立多数であります。よって、奈良岡文英君外七名から提出された修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。修正部分を除く部分を議案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（横山哲英君）

起立多数であります、よって、修正部分を除く原案は議案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後二時三十七分
